

会 議 録

会議の名称		令和4年度つくば市障害者自立支援協議会全体会	
開催日時		令和4年4月22日 14時～15時30分	
開催場所		つくば市役所 会議室201	
事務局（担当課）		福祉部障害者地域支援室	
出席者	委員	根本希美子、有田幸子、田邊佐貴子、藤井ひとみ、村上隆浩、吉田美恵、井坂美津子、篠崎純一、武田真浩、原口朋子、吉田真一、石田奈津子、斉藤秀之、飯島弥生、新谷幹英、桐原真、中島澄枝	
	その他		
	事務局	岡田課長、中村課長補佐、吉村統括医療技士、飯田係長、桑名係長、金森臨床心理士、新國保健師、福田室長、片桐主任、大竹主任、武田委員	
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数
非公開の場合はその理由			
議題		(1) 令和3年度事業報告 (2) 防災ガイドブック（案）について (3) 医療的ケア児等支援の協議の場について (4) 日中支援型共同生活援助の評価等について	
会議録署名人		確定年月日	年 月 日
会 議 次 第	1 開会	2 座長挨拶	
	3 委員の変更について	4 協議事項	
	5 令和4年度専門部会の検討課題について	6 閉会	

〈審議内容〉

1 開会

2 座長挨拶

3 委員の変更について

4 協議事項

(事務局) : 福田

それでは、協議事項に入っていきたいと思います。これからの進行につきましては、斎藤座長にお願いしたいというところです。どうぞよろしくお願いします。

(座長) : 斉藤委員

ありがとうございます。それでは協議を始めさせていただきます。協議に入ります前に市政運営の透明性の向上を図ることを目的とする「つくば市会議の公開に関する指針」により、つくば市自立支援協議会を公開とします。ご賛同いただける方は拍手をお願いいたします。

(…拍手…)

ありがとうございます。本日配布した資料について足りない方がおりましたら挙手していただいて事務局に申し出てください。それでは、協議に入りたいと思います。協議事項の①です。令和3年度事業報告について事務局の武田委員お願いいたします。

(事務局) : 武田委員

はい。事務局の武田より報告させていただきます。資料の方は皆さん大丈夫でしょうか。順番に御説明させていただきます。昨年度は事務局会議、全体会議、こども部会、おとな部会、プロジェクト会議と分けてそれぞれ開催しております。

協議内容としまして全体会が昨年度は令和3年5月6日に開催されました。協議事項としては、令和2年度事業報告について、令和3年度事業計画については分科会、専門部会の日程・内容などについて話し合いを行いました。令和3年度は、各部会3回ずつというところで日程を決めさせていただき、開催する日程になったというところです。こども部会は第1回は緊急事態宣言より中止となったため、アンケートによる意見徴収として実施しております。2回目が令和3年11月4日木曜日に実施され、協議内容としては、不登校児の支援について、内容としては特別支援教育推進室の中島委員より説明していただき、つくば市教育相談センターについて等のお話をさせていただきました。説明の後に各委員さんから質問・意見などというところで記載させていただいております。こども部会第3回は、2月3日に実施予定でしたが、まん延防止等重点措置の発令により、中止となりまして、3回目も書面での意見徴収というところになりました。内容については、防災ガイドブック案①～③についてと、つくば市におけるペアレントメンター事業について資料送付という形にしました。

続きまして、おとな部会の内容にうつります。おとな部会1回目が7月14日水曜日に行われました。協議内容としては、(1)情報コミュニケーション条例について内容については、有田委員より、資料に基づき情報コミュニケーション条例についての講義をしていただきました。お話していただいた後に、各委員さんから質問・意見などをいただきました。協議事項(2)障害者施設等の物品販売についてというところで、内容としては、提案者のつくば市福祉団体等連絡協議会のエトウ様よりお話をさせていただき、その後事務局より、事務局案の資料を説明していただくという流れで実施しました。協議事項(3)特別支援学校などを卒業後の交流の場についてというところで事務局より説明させていただき、各委員から交流の場の情報をいただきました。1回目の内容については以上になりまして、2回目が令和3年10月13日水曜日に行いました。第2回目の内容としまし

ては、協議事項(1)防災ガイドブック案についてというところで事務局より説明のうえ、委員さんからご意見・ご質問などをいただいております。協議事項(2)プロジェクト会議進捗状況報告についてというところで、1つ目のプロジェクト会議「福祉の店」についての進捗状況について報告していただきました。もう一つのプロジェクト会議「物品販売体制整備」について事務局より、資料に基づいて説明させていただきました。プロジェクト会議については、その都度進捗状況を昨年度はおとな部会にご報告をして、意見をいただいて、また実施するという流れで進めさせていただいています。協議事項(3)精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムについてというところで事務局から説明させていただいています。おとな部会2回目の内容については以上になります。次に、3回目のおとな部会が令和4年1月12日水曜日に実施されました。協議内容は、(1)防災ガイドブック案について、これも事務局から説明させていただき、ガイドブック①～③について説明をしていただいた後に委員さんから質問やご意見をいただいております。2つ目の協議事項は、プロジェクト会議の進捗状況報告です。

「福祉の店」と「物品販売体制整備」についてというところで説明させていただいています。協議事項(3)は特別支援学校卒業後の余暇活動についてというところで、これも事務局から説明させていただきまして、事前にいただいた情報をまとめた資料を配布して皆さんに確認していただきました。

3年度の実施内容については、簡単ですが、以上になります。

(座長)：齊藤委員

はい。ありがとうございました。今のご説明に対してご意見、ご確認、ご質問等がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

(根本委員)

かけはしねっとの根本です。昨年度から引き続きどうぞよろしく願いいたします。昨年度こども部会の方で検討されていた障害児の保護者同士のつながり

についてというところと余暇活動、卒業後の活動についても資料等でまとめて配布を考えているというところであったかと思うのですが、その進捗状況等わかれば教えていただきたいです。

(事務局) : 武田委員

方向性としては、まとめて皆さんに配布できるようにという話だったと思うので、そこに向けての作成準備になると思われませんが。

(事務局) : 大竹

進捗状況としましては、皆さんの意見を聞きつつ情報を集めているところです。最終的にはガイドブックのような配布を目的に作成中です。

(座長) : 斉藤委員

ありがとうございます。

それでは、協議議題2に移らせていただきます。防災ガイドブック案についてかなりボリュームのあるものができ上がったと思いますが、事務局お願いいたします。

(事務局) : 吉村統括技士

障害福祉課吉村です。防災ガイドブックについては、昨年度の協議会で委員の皆様から多くのご意見をいただきました。どうもありがとうございます。やっと出来上がりが見えてきたところです。

今日配布させていただきましたのが、事務局で何回か皆様からのご意見をいただいて修正を重ねたもので、そのあと役所の関係課にも内容確認してもらったりとか、そういう形で出来上がった最終案として出させていただいたものです。全体の形としては、障害がある人と支援を行う人のための防災ガイドブックの全体版と本人用の二つあったほうが良いというご意見を多くいただきましたので、この二冊で進めていくようにしたいと考えております。今回皆様からご承いただければ、ホームページや広報誌の掲載等を進めていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

(座長) : 斉藤委員

はい。ありがとうございます。皆様のご意見を踏まえて庁内調整もある程度された最終案だということでございます。今見てご意見は言えないと思うので…。いったんパブリッシュしないとかいうのってキリがないと思うんですよ。いつごろ配布する予定ですか。

(事務局) : 吉村統括技士

これから内部を通しての形になりますので、6月7月とかの台風シーズン前に予定しております。

(座長) : 斉藤委員

今日、見てもらって大幅変更はしない。例えば、誤字とか脱字をもう一回見てもらって、明らかにおかしいところがあったら事務局に出していただく。あとは、事務局と私の方にご一任いただいてということをご了解いただけるとありがたいというふうに進め方としては思うのですが、どうでしょうか。おそらく、こういうものは改訂の積み重ねになるので、第一版とか何か入れたほうがいいのかではないでしょうか。そうすれば皆さんも落ち着くような気もします。

(事務局) : 吉村統括技士

わかりました。

(座長) : 斉藤委員

事務局、そういう進め方でいいですか。今月中、連休前までにご意見を事務局に出してもらって、最終的に私と事務局にご一任いただければと思います。よろしゅうございますか。ありがとうございます。それでは、そういうことで進めさせていただきます。

続きまして協議事項③に移ります。医療的ケア児等支援の協議の場についてです。引き続き事務局よりお願いいたします。

(事務局) : 吉村統括技士

協議事項③についてご説明します。医療的ケア児等支援の協議の場についてと

ということで、医療的ケアを必要とするお子さんの切れ目のない支援を社会全体で支援することを目的に、昨年度医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が制定されたところだと思います。そのなかで、市としては今年度から医療的ケアを必要とするお子さんの支援に関する地域の現状を把握したり、様々な課題を話し合う協議の場を設置することになりました。つくば市は、今までもこの協議会のこども部会さんのほうで令和2年度から何回か医療的ケア児の災害対応ガイドブックや災害対応ノート等の作成の時にご協議いただいていたこともありましたので、設置する今回の協議の場の委員さんも自立支援協議会のこども部会の皆さんを中心にお願ひできたらと考えました。自立支援協議会としてそしてこども部会の皆様に医療的ケア児支援の場へのご協力をご了解いただけましたら幸いだと思っております。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

(座長) : 齊藤委員

ありがとうございます。新たに法令ができて医療的ケア児等支援の協議の場を市の中で別に作るということですね。そこにおいて、この協議会と別の協議会で対応していく。そこにこの名簿にありますこども部会の委員の方々全員ですか。

(事務局) : 吉村統括技士

令和4年度に関しては、また委員になっていただく方に改めてご連絡は差し上げたいと思ひます。

(座長) : 齊藤委員

これって元々存在しているのですか。新たにできるのですか。

(事務局) : 吉村統括技士

今までは、医療的ケア児に関するガイドブック等を作らせていただくときにこども部会の方を医療的ケアの支援の部会として少し協議の場としてお話をいただいていたところではありますが、今回新たに協議の場というものをしっかり

と設置していくという形になるということです。

(座長) : 斉藤委員

わかりました。それであれば、今日、こども部会の方だけでなく、おとな部会になっている方でどうしても入りたいという方がいれば、自己主張しておいたほうがいいと思います。「者」(障害者)ではなく「児」(障害児)だけのようですから、そこだけは補足をします。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。そうしましたら協議事項4です。日中サービス支援型共同生活援助の評価について事務局お願いいたします。

(事務局) : 飯田係長

障害福祉課の飯田と申します。資料2の内容になります。共同生活援助、グループホームのなかで、平成30年度から創設された日中サービス支援型のグループホームというものがございまして、ほかの介護包括型とか外部サービス導入型のグループホームとは違った特色を持った施設になりまして、そういった施設について市町村の協議会の中で事業の内容を評価していただくということが、国の定めた基準のなかで決まっております。大人の方が入る施設になるので、今年度1回目のおとな部会の方で、この事業所さんがつくば市の方でもなげ突然こんな話になったかといいますと、令和3年度に新たにつくば市内でも日中サービス支援型のグループホームというのができまして、そちらの評価が必要になったということで今回お話をさせていただいている次第にはなりません。簡単になのですが、日中サービス支援型のグループホームの特徴についてご説明させていただければと思います。基本的には、施設や病院からの地域移行の促進や地域生活の継続、地域生活支援の中間的な役割を担うことが期待されて創設されたものになります。具体的に言いますと、通常のグループホームですと夜間の支援員というとは、例えば連絡体制を整えるだとか、宿直でも大丈夫となっています。こちらの日中サービス支援型の場合ですと、24時間昼夜を通じて一人以上の職員を必ず配置することが義務付けられています。短期入

所の併設というのも、基準上定められておまして、この短期入所を併設することによって、地域移行などがある場合に、短期入所の部屋を利用してスムーズに進めていこうという狙いがあるということで義務付けられているような形になります。あと短期入所の方は在宅の障害者さんで何か緊急時に家を離れなければならない対応が必要になると思うので、そういった場合に短期入所の方の利用というのも想定されて、そういうのも整えなさいということにはなっております。また、施設の内容ですが、夜間の支援員がいるといった特徴もあるのですが、それ以外に重度の障害者、高齢の障害者の方の受け皿としての役割も期待されている部分がございます、職員さんも手厚く配置するという形になっています。通常のグループホームですと、日中は別の施設に日中活動としてご利用いただくような形が基本になるのですが、日中サービス支援型の場合ですと、グループホームの中で過ごすというもの選択肢としてあり得るような設計になっています。そういった形で地域の受け皿的な部分だとか、グループホームに入所されるご家族とも連携を図って交流の機会を確保して運営するようにしなさいということが運営基準に定められているような施設になっています。ですのでやはり普通のグループホームというよりは、そういった特色のあるものになりまして、その中の基準として、地方公共団体が設置する協議会等への事業内容の報告、評価をしていただいて、その意見を取り入れてより良い施設にしていくというような姿勢を示していただくということが指定のルールになっています。資料の2に全体の流れを案ですが書かせていただきました。事業計画自体は、すでにつくば市内は2事業所できたというところがあるのですが、こちらはつくば市の方でお預かりしてあります。次回以降のおとな部会の前にいただいていた評価票などを委員さんにこちらからお配りしましてそれについて部会の当日に、事業所さんの方にも代表者に来ていただいて、事業の計画書や報告の内容についてご説明をいただいて、それに対して委員の皆様からご質問をしていただき、それに回答していただき、且つ事業所としての対応

が適切なものかどうかの判断をいただいて、ご意見もいただき、それに対して事業所のほうで施設の運営に役立てていただくというようなプロセスが必要になります。次回以降、特におとな部会の委員となる皆さまには協議にご協力いただければというところでご案内させていただいた次第になります。

(座長) : 斉藤委員

市内 2 か所にある事業所について、評価が必要なのでおとな部会の方に評価をしてもらえないかということをございます。あくまでも必要な要望、助言を聞くだけで「適」とか「不適」を出す場ではないということですか。

(事務局) : 飯田係長

ないです。助言がメインになるかと思います。

(座長) : 斉藤委員

わかりました。これ自体は、次回決まったら早速やりたいということですか。

(事務局) : 飯田係長

そうですね。その時に資料も送りたいです。可能であれば部会の中でかりたいですが、もしかしたら 10~20 分前倒しでという可能性もあります。

(座長) : 斉藤委員

よろしいでしょうか。それでは、この件も了解されましたということで終わりにしたいと思います。では、ペアレントメンターグループ相談会について事務局お願いできますか。

(事務局) : 金森臨床心理士

障害福祉課の金森です。私の方からペアレントメンターのグループ相談会についてのお知らせをさせていただきます。何回か自立支援協議会のなかでも出させていただきましたが、発達に配慮が必要である保護者に対して県の方で要請を受けましてペアレントメンターとして、親御さんの相談に乗るというものがあります。市の方で、庁舎の方で活用するということですので、ペアレントメ

ンターさんにご協力をいただいて、今年度から年二回のグループ相談会を予定しております。6月と12月に予定しております、小規模の相談会ではありません。場所は市役所本庁舎です。対象が市内在住の方で発達に配慮が必要なお子さんの保護者です。特に発達障害の診断はあってもなくても構いません。こちらの配布先が児童発達支援の事業所や保健センター、子育て総合支援センターへの掲示などを考えております。改めてチラシが整ったところで、対象になりそうな方がいたらお声がけいただければと思います。

(座長) : 斉藤委員

質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、次第の5に移ります。令和4年度の検討課題についてということなのですが、課題に入る前に開催日程の案について事務局からお願いします。

(事務局) : 大竹主任

今年度の開催時期について皆様からご意見をいただければというところなのですが、開催時期と開催回数についてスケジュールを作成しました。おとな部会、こども部会各3回、開催時期についても昨年度と同じでいかがでしょうかというところで、事務局打ち合わせではそういう意見がでまして、皆様からもご意見いただければと思います。

(座長) : 斉藤委員

問題ないですかね。とりあえず案を前提として、分かれた時にご議論していただく形でお願いできればと思います。それで大丈夫でしょうか。

ありがとうございます。それでは、おとな部会とこども部会に分かれていただいて、日程と課題について決めていただき、事務局に伝えていただいて、決まった部会から解散という形で終わりたいと思います。では閉会とさせていただきます。よろしいでしょうか。特になければ、部会ごとに分かれてください。よ

ろしくお願いいたします。

(部会ごとに分かれて協議)

以上

6 閉会

令和4年度つくば市障害者自立支援協議会全体会 次第

日 時 令和4年4月22日(金)

14時00分～15時30分

場 所 つくば市役所 会議室 201

1 開 会

2 座長挨拶

3 委員の変更について

4 協議事項

- ① 令和3年度事業報告
- ② 防災ガイドブック(案)
- ③ 医療的ケア児等支援の協議の場について
- ④ 日中サービス支援型共同生活援助の評価等について

5 令和4年度専門部会の検討課題について

専門部会ごとに分かれて協議

6 閉 会

令和3年度 つくば市障害者自立支援協議会事業報告

1 協議会開催報告

※会議開催実績等は下表参照

月	事務局会議	全体会	子ども部会 (専門部会 1)	おとな部会 (専門部会 2)	プロジェクト会議	
					①	②
4月	8日					
5月		6日(第1回)				
6月	10日					
7月	7日・29日			14日(第1回)		
8月			5日(第1回) 書面意見聴取		18日	25日
9月	30日				29日	16日
10月	20日			13日(第2回)		
11月			4日(第2回)			
12月	16日				23日	
1月	20日			12日(第3回)		
2月			3日(第3回) 書面意見聴取			
3月						14日

【事務局会議】市委託相談支援事業所と担当課職員で構成。当該協議会の企画・事務調整機能。

【全体会】自立支援協議会委員19名で構成され全体の総括

【子ども部会】専門部会1 当該協議会委員(子ども部)12名で構成。

障害児に関する地域課題等について協議・検討。

【おとな部会】専門部会2 当該協議会委員(おとな部)11名で構成

障害者に関する地域課題等について協議・検討。

【プロジェクト会議】①福祉の店について

②物品販売体制整備について

2 協議内容

【第1回全体会】

日 時：令和3年5月6日(木) 10:00~11:30

場 所：つくば市役所 2 階 201 会議室

参加者：障害福祉課 5 名、委員 18 名

【協議事項】

(1) 令和 2 年度事業報告について

- ・筑峯学園：武田委員より、令和 2 年度つくば市障害者自立支援協議会報告書(案)の報告と説明。

(2) 令和 3 年度事業計画について

- ・事務局より、令和 3 年スケジュール(案)及び組織図(案)の説明。
各部会の回数について。今年度案としては 3 回で予定を組んだ。新型コロナウイルス感染症の社会状況等にもよる。
- ・組織図について。前年度からの修正点は、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム、障害児支援体制整備について記載を追加した。
- ・今年度の協議会については、全体会は本日開催の 1 回、専門部会は各 3 回ずつとする。

(3) 分科会（専門部会）の日程、内容等について

- ・部会は、子ども部会と大人部会の 2 つ。委員の振り分けは別紙事務局案どおりとする。希望に応じて両方への出席も可とする。今年度は 3 年任期の 2 年目にあたる。
- ・各部会に分かれての日程や内容の検討。

【子ども部会(専門部会 1)】

第 1 回：8/5（木） 第 2 回：11/14（木） 第 3 回：1/12（木）

時間は 10:00～11:30

【おとな部会（専門部会 2）】

第 1 回：7/14（水） 第 2 回：10/13（水） 第 3 回：2/3（水）

時間は 10:00～11:30

【第 1 回子ども部会(専門部会 1)】

○令和 3 年 8 月 5 日（木）開催予定であったが、緊急事態宣言の発令により中止。

アンケート形式で各委員に意見聴取を実施。

①防災ガイドブック（案）について

②障害児の保護者同士のつながりについて

【第 2 回子ども部会(専門部会 1)】

日 時：令和 3 年 11 月 4 日（木）10:00～11:30

場 所：つくば市役所 2 階 会議室 203

参加者：障害福祉課 6 名、委員 11 名

【協議事項】

(1) 不登校児の支援について

- ・特別支援教育推進室の中島委員より説明。つくば市教育相談センターについて等。

<内 容>

- ・不登校の生徒はここ数年増えてきているのが現状。これまでの病気や家庭の事情の他に新型コロナウイルス感染症についても新しい要因としてでてきている。
- ・不登校の支援として教育局で行なっていることは、教育相談センターにて、面談相談と適応指導教室を運営している。面談相談は主に小中学生だが、幼稚園のお子さんも時々いる。親子で来て面接、その後電話相談をしている。面接を繰り返していき、やれそうだなとなったら適応指導教室に少し進む。学校の先生から申込する形で、小中学生が学校のようなリズムで生活してもらう。週1回、チャレンジデーがあり、少しだけでも学校に行けそうな子どもは放課後とかを選んで、行けそうな時に行ったりしている。その他、教育相談センターでもっている事業は、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーの配置がある。スクールカウンセラーは各学園、中学校区に一人配置、ソーシャルワーカーは今年度は市内に3人配置している。

<各委員から質問・意見等>

- ・不登校のお子さんの中で適応障害のような病気のあるお子さんは何%くらいいるのか、知りたい。
- ・特別支援学校においては、リズムが整わなくて学校に来られないお子さんもたくさんいる。担任の先生が逐一連絡をしたり、場合によっては家庭訪問をしながらつながりを保ちつつ登校につながるような支援をしている。場合によっては、県のスクールソーシャルワーカーの支援事業を使って、ケースによってワーカーさんに入ってもらって、家庭へのサービスはどのような支援があるのか一緒に考えるケースもある。個別性があるので、それぞれの対応になっている。
- ・学校相談カードとか、学校カウンセラーが毎月いついつ来ますのチラシとか、いじめ問題等の不登校に関するパンフレットの配布とか、案内を目にする機会が多い。
- ・「不登校対応まなびネットワーク茨城」について。大人同士が支え合う、子ども同士のつながりができる、子どもを取り巻く環境をより良くしましょうということで、子ども同士の居場所と親の会、相談、カウンセリングの窓口、オンライン、訪問サポートしている県内の各団体や会をネットワークという形でつないだり、紹介している。
- ・幼少期の頃から継続して関わっている機関があれば、そこへきちんとつなげられるような体制づくりが必要かと思う。
- ・どこに注目するかによる。学校に行けていないことが悪いわけではないという考え方がなっている。行かなくなったその後に孤独になったり、その子の社会生活はどう保障されるのか等、様々な別の課題が問題にしているのではないかとも思う。
- ・学校に行けなくても、放課後等デイサービス事業所には来られるというお子さんもいる。
- ・不登校の問題は難しい。無理して行かなくていいと考えもあるが、どのように関わっていくかはとても難しい課題である。
- ・傾向として、思春期くらいに家に閉じこもり始めて、両親共働きだと、家の中が楽

になってしまい、学校は行かない方がのびのびできる。食事も寝ることも。どうやって支援するのか、親御さんもどうしていいのかわからない。いつの間にかそうなってしまって、起こっているポイントがわからない。相談に行ってもどれも使えないし、本人が動けないからどれも拒否する。行ける場所やネットワーク等はあるが、行かないと選択している子もたくさんいると思われる。実態は見えないところがある。

- ・学校に福祉サービスの情報が入っていない。親御さんにも届いていない。
- ・不登校の問題は大きく分けて2種類と考えられ、病的なものなのか、怠惰なのか。
- ・障害児の兄弟が学校に行けなくなるケースもある。
- ・本人ではないところに要因がある場合もある。
- ・診断がつかないと支援につなげづらいところがある。
- ・相談を受けた人が支援につなげられる仕組みを学んでいくことが大事なのかと思う。各機関にいる支援に関わっている人が知識を持つことが必要だと思う。
- ・精神障害のお母さんのケースで、そのお子さんも何かしらの障害をもたれていることがある。お子さんがどこにも行かないでいると、お母さんがその子の世話をしなければならず、お母さん自身の状態も悪化してしまう。状態が悪くて、お子さんを学校に送り出せないという悪循環が起こってしまう。
- ・家庭をどう支援していくかというところで様々な機関との連携が必要になる。

(2) 障害児の余暇支援について

- ・時間がなく確認のみで、情報がある方は事務局までお願いしますとお伝えして終了となる。

【第3回子ども部会(専門部会1)】

○令和4年2月3日(木)開催予定であったが、まん延防止等重点措置の発令により中止。書面での意見聴取を実施。

①防災ガイドブック(案)①～③について

②つくば市おけるペアレントメンター事業について。資料送付にて説明。

【第1回おとな部会(専門部会2)】

日 時：令和3年7月14日(水)10:00～11:30

場 所：つくば市役所 職員研修室

参加者：障害福祉課5名、委員11名。

【協議事項】

(1) 情報コミュニケーション条例について

<内 容>

有田委員より。資料に基づき「情報・コミュニケーション条例」について、講義をしていただく。

障害にある人のコミュニケーション方法は多様になっている。つくば市ではまだ十分に配慮がないと思う。つくば市情報コミュニケーション条例が成立できるよう

に、聞こえない人またはいろいろな障害者がしっかりと情報を受け取れる機会ができるように、コミュニケーションの方法としていろいろな形が選べるように、生活の環境が向上していくように、皆さん一人ひとりの理解をいただきたいと思う。栃木県では、情報コミュニケーション条例が進行中で、県のホームページに詳細が掲載されている。参考に見ていただきたい。

<各委員から質問・意見等>

- ・栃木県が現在コミュニケーション条例を検討中とのことだが、茨城県ではどのようなになっているか?について。
⇒茨城県内では、茨城県、筑西市、水戸市の3自治体で成立している。
- ・視覚障害者のための文字拡大の機械、ガイドヘルパー等は、当事者からみると十分ではない。手話通訳の派遣も同様に制限がある。

(2) 障害者施設等の物品販売について

<内 容>

- ・提案者のつくば市福祉団体等連絡協議会の江藤様よりお話ししていただく。
つくば市の福祉は見えづらい。福祉で生きている人たちはこんなに頑張っているんですよ、こんな物があるんですよといったことが見える場所を作りたい。こんなことができるんだということを見せたいという思いがある。そのような場を作ることで事業所さんの収入が増えて、利用者さんに少しでも還元していければと思う。作った物が目に見える範囲にあってほしいという思いで、提案させていただいた。
- ・事務局より。事務局にてまとめた資料「障害者施設等の物品販売に関する検討方法(案)」についての説明。

経緯としては、昨年度の協議会の部会の中で、施設等で作る物品を販売する場所や機会の新設が必要であろうという話があったことと、障害者就労施設等で生産する物品等の収益を上げるための方策について話し合いが行なわれて、その結果、今後検討が必要な事項と思われる内容に関して記載されている。

これから具体的にどのようなことがしていけそうかというところで、おとな部会のところに、①福祉の店という形態のイメージのものを作り上げていくようなプロジェクト会議が一つ、②もう一つは物品販売の体制の整備、協議から進めるというプロジェクト会議となっている。整備をしていくための話し合いにご参加していただくメンバー構成については、①は当事者団体の方々、福祉サービス事業所の方々、地域のいろいろなご意見をいただけるという点で民生委員の方にも入っていただくのがよいのではないかと考えている。加えて、事務局の委員。②は、就労系の事業所、障害福祉サービスの事業所の方々、就労関係機関の方、事務局の委員という構成で考えている。

<各委員から質問・意見等>

- ・障害者の就労支援、国が求めている工賃向上計画ということになると、作った物だけでなく、例えば優先調達法に基づいて言うと、官公庁が就労支援の事業所に委託するという内容が入ってくる。そこには労働力を売るという目的もあるので、あく

までもここでは物品等だけではないということと考えていただいた方がいいのではないか。仕事の創生という視点も必要。就労関係機関となるとそこには企業がどういう形で仕事を依頼するかという話の内容がここに入ってくる。そのような関係をもう少し具体的に考えていただいた方がいいのではと思う。

- ・プロジェクト会議の名称についても検討が必要。

(3) 特別支援学校等卒業後の交流の場について

- ・事務局より説明。特別支援学校を卒業した後に部活動とか遠足とか、そういった行事等の交流する場が減ってしまうとの話が出ている。卒業後の交流の場として、障害者も参加できるサークル活動や教室など何か情報がございましたら、この場で共有できればと思う。事前にいただいている情報として、つくば市身体障害者福祉協議会について、主に身体障害者手帳をお持ちの方を対象にしているもので、活動内容としては、ボッチャやテーブル卓球などスポーツ活動をしているとのこと。

<各委員から質問・意見等>

- ・つくばイオンにて、フットサルをやっている。
- ・発達障害の親の会星の子では、月1回程度、成年の集いを行なっている。
- ・県立医療大とか筑波技術大等で、車椅子バスケットボールやボッチャの活動を定期的に行なっている。
- ・音楽、ダンス、料理教室、ピアノ等。
- ・筑波技術大学の聴覚部にて、車椅子の子が集まってやっているボッチャ、車椅子バスケットボール、車椅子ダンス、ハンドアーチェリー、卓球バレー等を行なっている体操教室がある。学齢期のみと思われる。
- ・筑波大学の特別支援体育にてやっている体操教室。学齢期のみと思われる。
- ・音楽サークルのドレミ（幼児）とファソラ（10歳以上）がある。
- ・ダンススクール、バリアフリークラスもある。
- ・市民活動センターや社協のボランティアセンターなど、活動をしている団体がいっぱい登録してある。
- ・スマイルバスケット、車椅子バスケットボール。
- ・他市町村なるが、卓球バレー愛好会という所に登録されている方もいる。
- ・情報を集約して配布できるような物を作成できればと考えている。

【第2回おとな部会(専門部会2)】

日 時：令和3年10月13日（水）10：00～11：30

場 所：つくば市役所2階 会議室203

参加者：障害福祉課7名、委員10名

【協議事項】

(1) 防災ガイドブック（案）について

- ・事務局より説明

防災ガイドブックは、昨年度こども部会の方で議題に上がり、検討していたもので、今回配布したものは事務局作成案となる。いつどこで起きるかわからない災害に備

えるために、大切な自助の力を高めていくこと、そして共助、公助との連携を図るために助けとなるようにと考えて作成させていただいた。

このガイドブックは一般市民の方にも障害のある方にも向けたもので、災害時に障害のある方がこういうことに困るかもしれない、またどのような支援を求めているか等をわかっていただくために作成したものである。障害のある方も事前に自助として普段から災害に備えておくというところで、どのようなことを備えておいたらよいのかを知っていただきたい、そのガイドになればとも考えている。

<各委員から質問・意見等>

- ・高次脳機能障害友の会・いばらきより。高次脳機能障害のある人という分類を設けていただけるとうれしい。
- ・当事者に向けた内容と支援団体に向けた内容で分けた方がいいのではないか。
- ・視覚障害者に対して、点字パンフレットや拡大文書を作成した方がよいと思う。
- ・わかりやすい言葉表記にした方が、知的障害者の方にはよいのではないか。
- ・当事者読むことも想定して作成してほしい。視覚障害者、知的障害者、高齢者、高齢の聾啞者にも読んでもらいたい。

(2) プロジェクト会議進捗状況報告について

①福祉の店（事務局より、資料に基づいて説明）

目的としては、障害福祉を知ってもらうこと、施設で作った製品の販路確保、工賃アップ等となる。福祉の店の常設化についても協議を行なっている。その足掛かりとして、今年の障害者週間（12月3日～9日）に市役所内で物品の販売を行ないたいと考えている。その点についてはまずは市内の事業所にどのくらいの出店希望があるか等の事前アンケートを行ない、その結果、12事業所の出店希望があった。開設場所は市役所本庁舎1階、常陽銀行前のスペースで行なう形で検討している。開催方法は、バザー方式のような形で行なうという話があり、会計の処理が容易に行なえること、事業所から製品の説明ができる等のメリットが考えられる。しかし、常設化という観点から考えると難しいのではないかという話も出ている。

今回は、常設化に向けてのトライアルということを前提に進めていきたいと考えている。その中で会計処理の方法が課題になっている。会計処理を1ヶ所に統合して、全商品の会計をひとつの窓口で行なうことを検討している。会計処理が複雑にならないように、どの事業所が当番制で担当するのかといった点等をこれからつめていく予定となっている。事前にパンフレットやリーフレットを事業所側で作成してもらい、会計時に手渡しするような対応方法も考えている。

今後の課題としては、シフトの組み方、開催の周知方法等。

<各委員から質問・意見等>

- ・事業所側からも広報していく必要がある。チラシ、ウェブサイト、ポスターの配布等。できるだけ幅広く広報できるとよい。
- ・チラシについて、文章化したものではなく、もう少しデザイン化した方がいい。例えば、どのような製品があるのかを絵で表すとか、どのような構成をしたら見やす

いのかを再度考えた方がよいと思う。絵で見るという観点でチラシは作成した方がよい。

- ・広報は全て決まってからの案内よりも、訂正ありきで第一報、第二報とどんどん流していった方が広まりそうである。

②物品販売体制整備（事務局より、資料に基づいて説明）

目的としては、障害のある方の工賃向上を図っていくために、物品販売体制等をどのように整備していくことが必要かについて。このプロジェクト会議は、これまでに2回会議を実施した。8月に1回目をリモート会議にて、9月は集合して会議を実施。内容としては、まだまとめきれていないところもあるので、今後もプロジェクト会議を継続していき、おとな部会で中間報告のような形で話をして意見を伺いながら進めていきたいと考えている。

<各委員から質問・意見等>

- ・優先調達法には、障害者の工賃をアップするということが基本にある。そこをどう取りまとめていくのか、なぜ工賃をアップするのかというところがよく理解されないとならない。
- ・優先調達法の仕組みから言うと、まずは官公庁が優先的に仕事を発注するところからスタートして、この地域の企業のニーズを吸い上げながら仕事を創生していくことが大事になる。
- ・どこがどのように運営していくかが課題となる。運営していくことは大変になると思われる。きちんとした体制作りと予算化が重要。
- ・地域の就労の底上げにつながっていくという点でよい取り組みだと思う。
- ・物品を提供する事業所側の底上げも考えていく必要がある。
- ・各就労系事業所の声を集約したり、運営していくにあたっては事業所とやりとりしながら行なっていくことが必要である。その形をどのように作っていくか、共同受発注センターとどのような立ち位置でリンクしていくか等も考えていくことが必要である。
- ・就労系事業所の実態調査や話し合いの場が必要。

- ・障害者の雇用形態が一般雇用につながるような取り組みになっていくとよいと思う。地域の企業さんと一緒に作り上げていくとか、そのようなことができた時には福祉的就労から障害者枠へ移行していくような流れができると、より素晴らしいものになるのではないかと思う。
- ・障害者の自立を考えると工賃アップは必要。
- ・実態調査等をした上で、市として共同受発注センターを作る必要があるのかを検討することも必要。
- ・特別支援学校高等部卒業後の進路を考える上で、進路希望先の工賃は関心の対象に含まれる。
- ・報告の内容から考えると、物品販売体制整備というプロジェクト会議の名称と内容がそぐわないと感じる。障害者の工賃を向上するためなのか、既に作っている製品

の販売体制に関するプロジェクトなのか、はっきりとしない。

- ・工賃向上に関する勉強会をしてもらいたい。各事業所が集まって悩みを話したり、情報交換ができるような場をつくっていけるとよいと思う。
- ・市の事業所ガイドブックを活用していく必要がある。
- ・①と②の2つのプロジェクトの考え方を混同しない方がよい。整理していく必要がある。
- ・工賃アップというのは目標ではなく、手段である。そこを間違えないようにしないと、工賃アップだけを指すことに違和感がある人もいると思われる。

(3) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムについて

- ・事務局より説明。国から第6期障害福祉計画の成果目標として、令和5年度末までに精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築が求められている。つくば市の障害者計画の目標にも掲げられている。構築については、①構築推進事業と②構築支援事業がある。

つくば市の事業体制については、昨年度の状況では協議の場として自立支援協議会の枠組みの中で進めていきたいと話をさせていただいた。それと同時並行で、県からのバックアップもしていただける状況でもある。具体的な支援としては、昨年度2回程、県の保健所圏域の3市の精神障害の福祉に関わる行政や医療、事業所等の担当者レベルでの集まり（連絡会）が開催され、課題を共有する場を作っていた。広域の中では進んでおり、市町村単位で改めて人が集まる場を作ることが必要とされている。つくば市でもこのテーマに関わるところで人が集まる枠組みを作っていくことを考えている。自立支援協議会の枠組みの中で、スタートできればと考えている。

【第3回おとな部会(専門部会2)】

日 時：令和4年1月12日（水）10：00～11：30

場 所：つくば市役所 職員研修室

参加者：障害福祉課6名、委員11名

【協議事項】

(1) 防災ガイドブック（案）について

- ・事務局より説明。ガイドブック①～③について。

①は、23ページの高次脳機能障害のある人についての記載を障害別のところに追加。17ページの知的障害のある人のところで、説明についての文言の修正をしている。

②は、当事者に向けた内容等と支援者に向けた内容等を分けた方がいいという意見に基づいて作成した。前半に当事者に向けた内容等、後半に支援者に向けた内容等となっている。

③は、当事者向けのもは別に作成してはどうかという意見に基づいたもの。①と②のような総合版と別で作ってもいいのではないかということで、当事者用だけ集めて別に作成したものになる。ルビを振ったり、文字の行間を少し開けて見やすいように工夫させていただいたものとなっている。

<各委員から質問・意見等>

- ・高次脳機能障害の友の会からの意見。避難先での生活について理解していただきたいこと、支援していただきたいことについて、自分の障害の状態を書いて、書いたものを前もって準備をして見せること、それを理解していただくことを求める。このあたりの文章の変更をお願いしたい。当事者は自身の障害について自覚がない人がほとんどである。中にはできる方もいるが、他者にその説明をすることは難しい。事前に家族も交えて対応してほしいことを記載したものを活用する方が有効かと思う。
- ・茨城県高次脳機能障害支援団体センターを新しく付け加えてもらいたい。
- ・他の団体からも意見を聞いた方がいいと思う。
- ・②はページ数が多く、いったりきたりして見ないとならない。
- ・避難行動要支援者名簿について。名簿への登録等の周知も必要。そのためにもこのようなガイドブックは大事である。
- ・①について。当事者の備えが左側、支援者のことと避難所のこと右側というようにレイアウトを統一した方がいいと思う。書き方もストレートの方が入りやすい。

(2) プロジェクト会議進捗状況報告について

①福祉の店

事務局より説明。福祉の店については、常設へのトライアルとして始めたことは前回の部会にてお伝えした。その後の経過としては、障害者週間（12月3日～9日）に市役所内で開催。市内通所系障害福祉サービス事業所13ヶ所が出店し、パン、お菓子、野菜、雑貨・アクセサリ類などを販売した。会計処理、人員配置、納品、商品の管理等の課題を念頭に実施した。民生委員児童委員のボランティア、プロジェクト会議の委員の方等にもご協力いただいた。5日間の売り上げは約870,000円であった。

その後、12月23日にプロジェクト会議を実施し、参加された事業所へのアンケート調査を行なった。その結果の主なものとしては、事務局機能は市が対応してほしい、常設では参加が難しいという意見があった。月1回、年数回の頻度で場所は市役所やマルシェのような定期開催も意見として多かった。開催したことで課題がたくさん出たということも含めて全体としてはよかったという意見もあった。福祉の店のねらいとしては、福祉を知ってもらうことであったが、障害者週間の説明も含めて周知が足りなかったところがある。特別支援学校等への周知も足りなかった。今後については、アンケートを実施して意向調査を行なった後に、また事業所の皆さんに集まっていただいて話し合いをしていきたいと考えている。

②物品販売体制整備

- ・事務局より説明。前回のおとな部会で報告させていただいてから動けていない。今後の予定としては、今年度中にプロジェクト会議を開いて、前回のおとな部会にて皆さんからいただいた意見をふまえて検討したいと考えている。内容については、また次回の部会でご報告できたらと考えている。

<各委員から質問・意見等>

- ・障害者の様々な作品を世に出して知ってもらうことの価値を各事業所がもって進めていけるとよいと思う。

(3) 特別支援学校卒業後の余暇活動について

- ・事務局より説明。委員の皆さんから事前にいただいた情報をまとめた資料を配布。特別支援学校を卒業した後に、障害福祉サービス以外で活動できる場所について情報がほしいとの意見があり、議題として取り上げた。今後は市民に向けて、情報として配布できるものを作成していく予定。協議会内で案を提示して、その都度各委員の皆様からご意見をいただきたいと考えている。

以上

日中サービス支援型共同生活援助の評価について

1 趣旨

平成30年4月の障害者総合支援法の改正により創設された「日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）」は、障害者の重度化・高齢化に対応するために創設された新たなサービスである。

事業者は、当該事業所を地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、地方公共団体が設置する協議会等に対し、定期的に（年1回以上）事業の実施状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないと基準省令において定められている。

また、都道府県知事が必要と認める場合には、事業指定の申請にあたり、運営方針や活動内容等を説明し、評価を受けることとなっている。

※サービスの概要については、別紙「日中サービス支援型共同生活援助の施行に向けた留意点」を参照。

2 全体の流れ

1 協議会前	(1) 事業者は、事業計画書等を作成しつくば市自立支援協議会事務局へ提出 (2) つくば市自立支援協議会事務局は、事業計画書等の内容を確認し委員へ送付
2 協議会当日	(3) 事業者は、事業計画書に沿って運営方針や活動内容等をつくば市自立支援協議会に説明（10分程度） (4) 質疑応答（10分程度） (5) 各委員は、評価シートを記入しつくば市自立支援協議会事務局へ提出
3 協議会后	(6) 後日、つくば市自立支援協議会事務局は、各委員の評価シートを取りまとめ、評価結果を事業者へ送付

※つくば市内の事業所については、次回以降の協議会で、評価をお願いする予定です。

日中サービス支援型共同生活援助の施行に向けた留意点
(平成30年2月26日 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 地域生活支援推進室 地域移行支援係 事務連絡より抜粋)

1 日中サービス支援型共同生活援助の趣旨について

日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）は、障害者の重度化・高齢化に対応するために創設された共同生活援助の新たな類型であり、短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待される。

2 対象者について

日中サービス支援型グループホームの主な対象者は、重度化・高齢化のため日中活動サービス等を利用することができない障害者（日によって利用することができない障害者を含む）であるが、共同生活援助の一類型であることから、障害支援区分による制限は設けない。

なお、日中サービス支援型グループホームにおいては、支援の趣旨等を踏まえ、サテライト型住居の基準は適用しない。

3 常時の支援体制の確保について

日中サービス支援型グループホームにおいては、共同生活住居ごとに、昼夜を通じて1人以上の世話人又は生活支援員を配置する。

なお、既存の建物を共同生活住居とする場合で、定員が11名以上の場合は、ユニットごとに1人以上配置する。

4 支援の実施について

日中サービス支援型グループホームは、利用者のニーズに応じて、日常の介護はもとより、当該利用者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動等の社会生活上の支援に努めなければならない。

5 他の日中活動サービスの利用について

日中サービス支援型グループホームは、利用者の意向に反して日中活動サービス等の利用が制限されることなく、個々の利用者に対して適切な障害福祉サービス等の利用が図られるよう、相談支援事業者や他の障害福祉サービス事業者と緊密な連携に努めなければならない。

6 基本報酬について

日中サービス支援型グループホームは、日中をグループホームで過ごす場合と日中活動サービス等を利用する場合の2つの基本報酬を設け、1日単位で選択する仕組みとしているので、個別支援計画に基づき適切に運用すること。

なお、区分2以下の利用者に対して、グループホームにおいて日中支援を行う場合は日中支援加算（Ⅱ）を算定する。

7 共同生活住居について

共同生活住居の入居定員は2人以上10人以下とする。

なお、共同生活住居ごとの独立性が確保され、利用者が地域の中で家庭的な雰囲気の下、共同して暮らせる環境づくりに配慮されている場合は、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができ、一つの建物の入居定員の合計は20人以下とする。

立地については、他の類型と同様、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

また、従業者のみが使用する設備については、共有して差し支えないものとする。

8 短期入所の併設について

日中サービス支援型グループホームが行う短期入所（空床型を除く）は、原則として、日中サービス支援型グループホームと併設又は同一敷地内において行うものとする。

なお、短期入所の利用定員は、日中サービス支援型グループホームの入居定員の合計が20人又はその端数を増すごとに1人以上5人以下とする。

9 事業所の単位について

日中サービス支援型グループホームの事業所指定は、他の類型と同様、一定の地域の範囲内に所在し、一体的なサービス提供に支障がない場合は、1以上の共同生活住居を一つの事業所として指定することができる。

10 地方公共団体が設置する協議会等への報告・評価について

日中サービス支援型グループホームは、地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、地方公共団体が設置する協議会等（※）に対し、定期的に（年1回以上）事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

※法第89条の3第1項に規定する協議会又はその他の都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（都道府県又は市町村職員、障害福祉サービス事業所、医療関係者、相談支援事業所等が参加して障害者の地域生活等の検討を行う会議等）

11 事業指定の申請について

都道府県知事が必要と認める場合には、事業指定の申請にあたり、日中サービス支援型指定共同生活援助を行おうとする者は、協議会等に対し、運営方針や活動内容等を説明し、当該協議会等による評価を受け、その内容を都道府県知事に提出するものとする。

12 指定計画相談支援について

日中サービス支援型グループホームの利用者に対する指定計画相談支援の提供については、利用者の意思確認を適切に行う必要があることから、モニタリング実施標準期間を他のタイプの指定共同生活援助よりも短く3月間とする。

また、適正な支援を確保する観点から、日中サービス支援型共同生活援助を行う事業者と指

定計画相談支援を行う事業者は別であることが望ましい。

障害がある人と支援を行う人のための

防災ガイドブック



～災害時、誰一人取り残さないために～

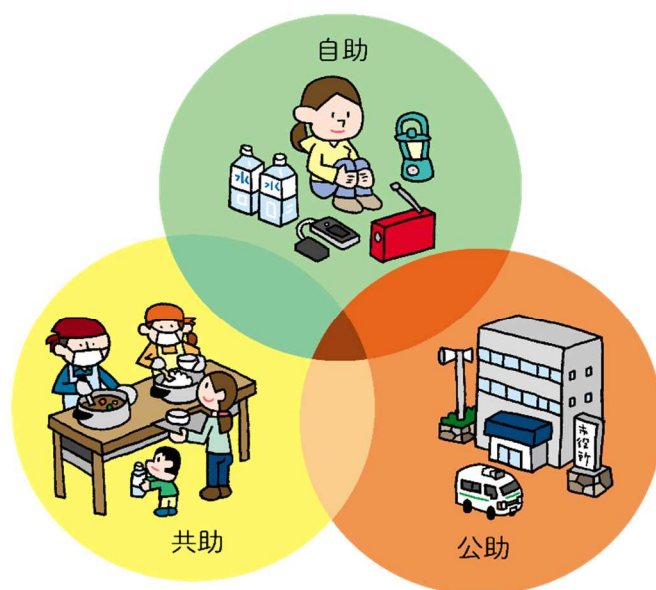
つくば市障害者自立支援協議会

はじめに

本ガイドブックは、障害のある人が、災害に対して日頃からどのような備えをし、どのような避難計画を立てていけばよいか、また、障害のある人が災害時にどのような支援を必要とするのかを支援者に参考にしていただけるように作成しました。

災害は、いつ、どこで、どんなふうにかかるか分かりません。国内観測史上最大の地震である東日本大震災では、多くの方が亡くなる大災害となりましたが、障害者手帳を持つ人の死亡率は全住民の死亡率の2倍に上りました。（NHK調べ）東日本大震災以降も各地で災害が起こっており、支援の手が必要な人が取り残されるような事例が今なお報告されています。

このような災害の経験から、全ての人が取り残されることがないように、自分の命を自ら守るための「自助」の力を高め、近隣で助け合う「共助」や、行政による公的な支援である「公助」と円滑に連携が図れるよう、これから起こるかもしれない災害にしっかり備えていきましょう。



目次

共通編

1. 災害の想定	P 3
2. 環境を整備	P 3
3. 非常時の備え	P 4
4. 避難について考える	P 5

障害別編

<input type="checkbox"/> 肢体不自由の人	P 7
<input type="checkbox"/> 目の不自由な人	P 9
<input type="checkbox"/> 耳または話すことが不自由な人	P 11
<input type="checkbox"/> 目と耳の不自由な人	P 13
<input type="checkbox"/> 内部障害、難病のある人	P 15
<input type="checkbox"/> 知的障害のある人	P 17
<input type="checkbox"/> 精神障害のある人	P 19
<input type="checkbox"/> 発達障害のある人	P 21
<input type="checkbox"/> 高次脳機能障害のある人	P 23

情報収集

● 最寄りの避難所の確認	P 25
● 避難警戒レベル	P 26
● 防災情報ホームページ	P 26
● 災害時の情報収集	P 27
● 避難行動要支援者名簿への登録	P 28
● つくば市災害時に備えた用品等の保管事業	P 29
● 自分が使いやすいツールを見つけよう！！	P 30
● ヘルプマーク・ヘルプカードを活用しよう！！	P 32
● 災害時マイプラン	P 33

災害について「知る」と「備える」ことは、自助の力を高めるためにとても大切なことです。ご家族や近隣の方と日頃から災害について話し合い、自分たちにできることを考えておきましょう！

1. 災害の想定 つくば市総合防災ガイド・マップの活用

つくば市全域の洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域など、災害発生リスクの高い区域を地図に示したハザードマップがつくば市総合防災ガイド・マップに掲載されています。自宅付近で想定される災害を確認しておきましょう。

2. 環境を整備 室内の環境を見直す

災害に備えて、普段過ごしている生活環境を見直すことで被害を抑えることができます。

□家具の転倒防止

タンスや本棚、食器棚、冷蔵庫、テレビ等にL字金具や支え棒、滑り止めシートを敷くなどしてしっかり固定しておきましょう。



□備品の落下防止

照明器具は、チェーンや金具を使って固定しておくとお安いです。また、高い所に重いものや割れるようなものを置かないようにしましょう。

□ガラスの飛散防止

窓ガラスが割れて飛散しないように、飛散防止フィルムを貼る、日頃からカーテンを引いておくなどしておきましょう。



□避難経路の整備

屋内から屋外へ避難する際の経路となるところには障害物となるような物は置かないようにしましょう。

□福祉用具の点検・整備

車椅子や歩行器、杖などは常に手に届く場所に置いておき、いざという時に使うことができるように日頃から点検や整備をしておきましょう。

□バッテリーの準備

バッテリーで駆動するような福祉用具を使用している場合は、予備のバッテリーの準備や、こまめにバッテリーの充電をするようにしましょう。

3. 非常時の備え 非常時に困らないように必要な物を備えておきましょう

災害の程度や種類によっては、自宅を出て避難する必要がない場合がありますが、ライフラインの復旧に時間がかかる場合に備えて、最低でも7日分の生活用品を備えておきましょう。

食料等

日常的に飲んだり、食べたりする
もので、日持ちするもの

- 食料品（缶詰、ビスケット、クラッカー等）
- 飲料水

医療関連

- 常備薬 包帯、絆創膏、消毒薬 体温計
- 血圧計 お薬手帳のコピー マスク
- 福祉用具（杖、歩行器）
- 手動式人工呼吸器（呼吸器利用者）

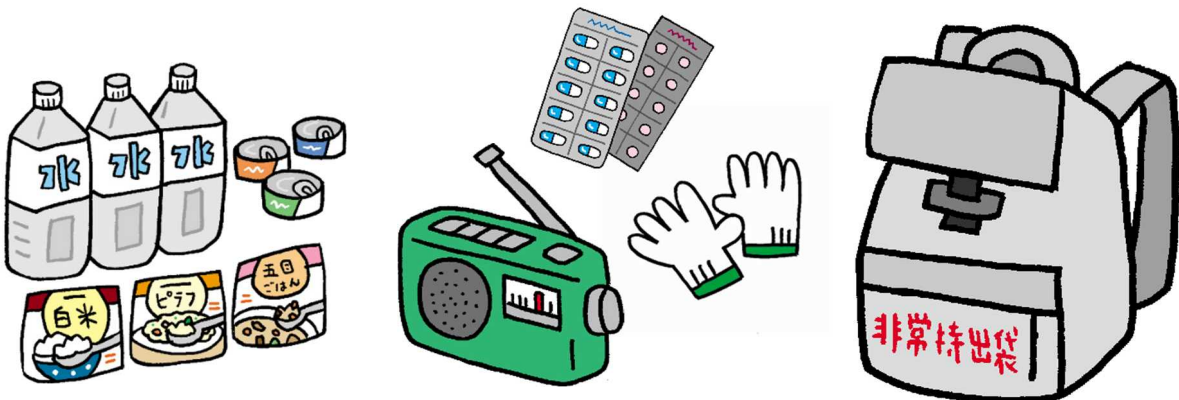
生活用品

- カセットコンロ 紙皿・紙コップ、割りばし ウェットティッシュ
- トイレトペーパー ラップ 簡易トイレ オムツ 懐中電灯・ランタン
- 携帯ラジオ ほうき・ちりとり 非常用電源 簡易タンカ

持出品

- リュックサック 常備薬 お薬手帳 貴重品（現金、保険証、キャッシュカード等）
- 非常食 包帯、絆創膏、消毒薬 生理用品 オムツ 着替え 雨具 軍手
- 懐中電灯 携帯電話・充電器 ホイッスル ヘルメット マスク ライター
- ウェットティッシュ 筆記用具 障害者手帳、各種受給者証の写しなど

*上記に加えて、障害の状況に合わせて備えておくべきものについては、障害別編に記載してあります。



4. 避難について考える 家族で話し合っておきましょう。

ステップ1) 避難先の確認

自宅や普段いる場所がハザード（浸水洪水想定区域や土砂災害警戒区域などの危険な区域）エリアか確認します。ハザードエリア以外でも河川や崖があり危険な場合は避難を考えた必要がありますが、自宅が安全な場合は停電や断水に備え、自宅で過ごしてください。

つくば市内の指定避難所や指定緊急避難場所は、市のホームページやつくば市総合防災ガイド・マップのハザードマップ上に掲載されているので**自宅から最寄りの避難所を必ず確認しておきましょう**。避難先は避難所以外にも親戚宅や知人宅等の行き慣れた場所や普段通っている、特別支援学校やデイサービス、またホテル等も選択肢の一つとして考えておきましょう。



ステップ2) 避難方法

災害時にスムーズに避難ができるように以下の項目を確認しておきましょう。

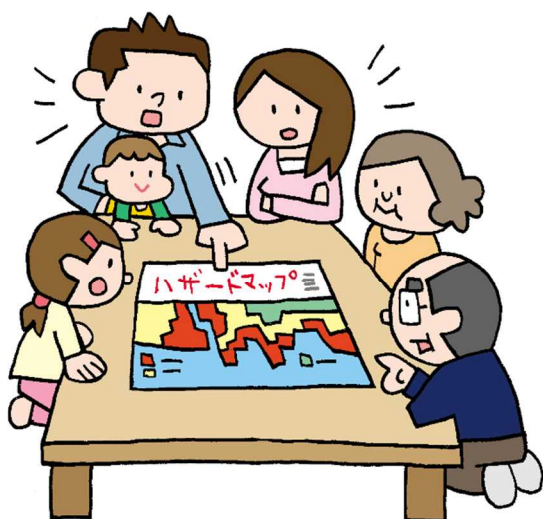
- 屋内から屋外への避難経路（普段過ごしている部屋から出口までの経路）
- 移動方法（杖、車いす、ストレッチャー、簡易タンカ等を使用し介助者が必要など）
- 避難先までの経路、時間、移動方法（避難先まで距離があるため、車での移動が必要等）

※避難先は、場所を地図で確認しておくだけでなく、実際の移動手段を使って支援者と共に現地まで繰り返し行ってみることも大切です。災害時には交通渋滞、電柱や建物の倒壊など想定していた道や車が使えないことも考えられます。なるべく安全な経路や移動手段を使って避難できるように、あらかじめシミュレーションしておきましょう！



ステップ3) 避難を手伝ってくれる人

当事者や家族だけでは避難が難しい場合は、**避難を手伝ってもらう人をあらかじめ何人か決めておきましょう**。平時から地域の防災訓練に積極的に参加し、近隣の人たちとの交流のなかで協力を頼めるような関係づくりをしておくといいでしょう。また、「つくば市避難行動要支援者名簿」(P28)の登録をすることで避難支援を受けられる可能性を高めることにつながります。



肢体不自由の人

自立歩行や素早い避難行動が困難

肢体不自由の人は、先天的または病気、事故、加齢によって運動機能に障害があります。障害の程度や症状は手や足、体幹、言語機能、判断能力など、一人ひとり異なりますが、体を動かすことに支障があることが多く、災害発生時に自分の体を守ることや自力で避難・脱出することが困難です。また、多くの人が車いすや杖などの福祉用具や日常的な介助を利用して生活しているので、避難生活においても食事や排せつ、入浴、移動などにサポートが必要です。



1. 当事者の備え

- ベッドや寝床の頭上に物を置かないようにしましょう。
- 頭部を保護する防災頭巾やヘルメットを手の届くところに置いておきましょう。
- 車いすをすぐに利用できる状態にしておきましょう。（電動車いすの充電等）
- 簡易タンカやタンカの代わりになるものを用意しておきましょう。
- 室内の避難経路をタンカや車いすが通れる状態にしておきましょう。
- 非常用持出品を準備しておきましょう。（電動車いすのバッテリー、杖、車いすが使えない場合のおんぶ紐なども必要に応じて、準備しておきましょう）
- 家族だけでは介助と避難が困難な場合、支援をお願いする人と何ををお願いするのかを決めておきましょう。



2. 支援者に伝えたいこと

一人ひとり障害の程度や症状が異なるので、本人や家族がどのような支援を望むのかをしっかりと確認してください。症状によっては、「してはいけない行為」もあるので、むやみに車いすや歩行器具、身体にさわらず、支援してほしいことを確認してください。

- 本人が日常的に使用している福祉用具や非常用持出品の運搬を手伝う。
- 歩行困難な方の緊急時（火事など）の救助・脱出方法について

(例)

- ・容易に車いすに移乗できる場合は車いすを使用。
- ・車いすに移乗する時間がない場合は、毛布・マットレスなどに乗せ、床をすべらせるように引きずって脱出する。
- ・ベッドに寝ている場合は、頭部を守ってマットレスごとベッドから降ろし、マットレスを引きずって脱出する。
- 杖歩行の人を誘導する場合
 - ・小さくても段差やでこぼこの少ない場所を選んで歩くようにしましょう。
 - ・基本的な介助の仕方：救助する人は杖を持っていない側（マヒ側）に立ち、ズボンやベルトをしっかり持って腰の部分を支え、バランスを崩したときに対応できるようにします。
- ひとりでの救助が難しいと思われるときは、速やかに応援を依頼しましょう。

3.避難先での生活について

- 環境整備・配慮
 - ・車いすや歩行困難者が動ける環境
(通路確保・段差の解消・移動時の手すりやつかまるものの設置・通路にものを置かないなど)
 - ・排泄が円滑にできる環境（車いす対応トイレ、おむつ交換ができる個室とベッドなど）
 - ・体温調節が困難な人もいるので、気温調節または体温管理ができること。または優先的に毛布を用意する。
 - ・肢体不自由の人は、災害時に過度な安静（不活発）になりがちです。寝たきりにならない工夫が必要です。
- マンパワーの整備
 - ・介助者または介助技術を指導できる人の配置
 - ・身辺処理動作（食事・排泄・入浴・移動など）の積極的なサポート
- 電源の必要な福祉機器の利用者（電動車いすなど）のための電源の確保



目の不自由な人

視覚による状況の把握が困難・単独では素早い避難行動が困難

目の不自由な人とは、視力や視野に障害がある人で、光を全く感じない全盲の人、弱視の眼鏡などを使用することで拡大文字が識別できる人、視野が極端に偏る視野狭窄の人などさまざまです。災害発生時、目からの情報が得られず、危険を回避することが難しくなります。普段問題なく生活していた場所も、災害で家や避難経路などの状況が一変すると安全に行動することが難しくなり、周りの人の協力が不可欠となります。



1. 当事者の備え

災害時には慣れた環境が一変し、いつものように行動することがたいへん困難になることが考えられます。平時のうちに緊急時の対応を考えておきましょう。

- 家の中の家具の配置を常に一定にし、安全な空間を確保しておきましょう。
- 音声による情報収集の手段（携帯電話の読み上げ機能、携帯ラジオ等）を用意しておきましょう。
- ホイッスル、軍手、靴、携帯電話の充電器などを身近に置いておきましょう。
- 非常用持出品の用意
 - ・白杖、点字盤、携帯ラジオは必携。（暗闇でも認知されやすいように白杖に蛍光テープなどを貼っておきましょう）
 - ・盲導犬を連れている人は、ドッグフードや水の備蓄を多めに用意しておきましょう。
 - ・視覚障害者とわかるマーク



2. 支援者に伝えたいこと

目の不自由な人を介助、支援するときは、「何かお手伝いしましょうか」と声をかけてください。また、周囲の状況を目で確認できないため、言葉で状況を説明してください。

●誘導する場合

- ・白杖を持っていない側、または、盲導犬と反対の側に立ち、支援する方の肘の上をつかんでもらいます。
- ・歩行速度は本人に合わせるように気を付けて歩いてください。
- ・後ろから押す、手を引っ張る、肩や白杖をつかむことはしないでください。
- ・「階段か段差か」「上りか下りか」など状況がわかるように説明して進んでください。
- ・時計の文字盤で方向（11時の方向など）を伝える、何歩先、何メートルなど方位や位置を具体的に伝えましょう。

●盲導犬と一緒にいる場合

- ・盲導犬は要介助者と一緒にいるときは、大事な使命を担っています。気が散ってしまうので、むやみに触ったり、食べ物を見せたりしないようにしましょう。



●避難先に着いたら

- ・必要な設備や介助についての希望を確認しましょう。
- ・トイレが使用できない場合などが考えられますので、支障を生じることがないか、本人によく確認しましょう。

3. 避難先での生活について

●環境整備・配慮

- ・壁づたいに移動できるような工夫をする。
- ・壁づたいに移動でき、トイレに近い場所や居室の出入り口付近に生活の場を設ける

●情報伝達方法について

- ・市の広報や生活情報など文字による情報は、必ず何が書いてあるのかを言葉や音声で伝えるようにしましょう。
- ・点字の読み書きができない方もいるので、音声によるコミュニケーションも重要です。

<参考> 当事者団体

日本視覚障害者団体連合 <http://nichimou.org>

茨城県視覚障害者協会 <http://www.ibashikyo.jp>

耳または話すことが不自由な人

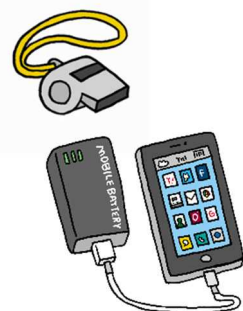
音声による避難誘導の指示が認識できない・視界外の危険を察知することが困難

耳の不自由な人は、外見ではわかりにくい障害で、障害の程度も、大声で話しかけても全く聞こえない人や補聴器を使用することで会話ができる人などさまざまです。声をかけても返事がないことで「無視された」「失礼だ」と思われることがあります。また、発音が不明瞭で聞き取りにくい場合もあります。災害時の多くの情報が「音声」によって伝達されるため、必要な情報の入手が困難です。



1. 当事者の備え

- 正確な情報の収集方法を考える
 - ・ 近隣の人（できるだけ多くの方）に緊急時にはメモで情報を伝えてほしいと依頼しておきましょう。
 - ・ 市の「つくば市災害・防災メール」の登録をしておきましょう。（P27）
 - 自分からの情報伝達手段を考える
 - ・ どこでも筆談ができるように筆記用具・メモ用紙を用意しておきましょう。
 - ・ 携帯電話などのメール機能、携帯電話の災害用伝言版、FAXを確認しておきましょう。
 - ・ 「避難場所へ案内してください」「電話をかけてください」「どんな状況かを書いて教えてください」などの会話カードを作っておきましょう。
 - 非常用持ち出し品を用意しておく
 - ・ 懐中電灯、ホイッスル（笛）、補聴器用電池、携帯電話充電用電池、ペンと筆談用紙、「耳マーク」※1など聴覚障害者とわかるマーク、会話カード、「災害時手話ハンドブック～聞こえない私たちからのお願い～」※2
- ※補聴器など福祉用具は、災害時に破損しないよう注意しましょう。



※1 耳マーク



※1 「耳マーク」購入先（全日本難聴者・中途失聴者団体連合会）

<https://www.zennancho.or.jp/distribution/mimimark/>

※2 「災害時手話ハンドブック聞こえない私たちからのお願い」

https://www.center-yasuragi.or.jp/saigai/doc/saigai_handbook.pdf

※2



2. 支援者に伝えたいこと

●手話以外のさまざまなコミュニケーション（情報伝達）手段

- ・筆談（短文で簡潔に。紙だけでなく、手のひらや空中にも書ける） ・絵や図
- ・身振り ・携帯電話の画面でのやりとり ・口の動き（読話）

※話すことが不自由な人は聞こえますので、筆談でたずねられたら声で答えてください。

●会話をするときには

- ・どんな方法で会話する時も、まず肩を軽く叩くなど、合図で注意を引いてから会話を始めます。
 - ・本人の前に回って、はっきり口を開けて、普段の速さで話してください。
 - ・「おにぎりか」「配られます」のように文節ごとに区切って話してください。
 - ・筆談は、「いつ」「どこで」などを簡潔に書いてください。
 - ・「災害時手話ハンドブック」があるときは参考にしてください。
- ### ●災害・緊急時の情報を目で見てわかるように伝える
- ・災害・緊急情報はメモにして伝え、正しく伝わっているかを確認してください。

3. 避難先での生活について

●情報伝達の方法／視覚による情報伝達などのサポートをする人の確保

- ・お知らせ掲示板の設置。（情報は文字で貼り出してもらうなどの支援）
 - ・当事者は、お知らせは手話やメモなどに書いて教えてもらうよう、避難所の運営者や知人にお願いしておきましょう。
 - ・耳マークや聴覚障害とわかるマークをつけ、聞こえないことをまわりの人に知ってもらい情報提供してもらえるようにしましょう。
- ### ●停電時、手話や筆談では情報が伝わりません。手の届くところに懐中電灯などを設置しましょう。

目と耳の不自由な人

ひとりでの避難が不可能・孤立による不安と恐怖の軽減

視覚と聴覚の両方に障害をあわせもつ人を「盲ろう者」といい、次の4つに分けられます。

- ①全く見えず聞こえない（全盲ろう） ②全く見えず少し聞こえる（全盲難聴）
③少し見えて全く聞こえない（弱視ろう） ④少し見えて少し聞こえる（弱視難聴）

障害の状況などによって使用するコミュニケーション方法が異なります。手話、触手話、点字、音声などの方法がありますが、手のひらに指で字を書く「手のひら書き」が多く使われています。

災害発生時には、状況の把握が困難なのでひとりでの避難・脱出は不可能です。移動するためには必ずサポートが必要になります。さらに発音が不明瞭で聞き取れない場合もありますので、コミュニケーション（情報伝達・意思の疎通）のとり方が重要となります。

また、人に触れなければ隣にいる人の存在もわかりません。大勢の人の中にあっても自分以外の人の存在を感じることができないのです。被災時に、孤立感からの恐怖や不安は私たちの想像を絶するところではあります。恐怖感や不安感をやわらげるために手をつなぐなどの配慮をお願いします。

1. 当事者の備え

- 避難先を確認しておく
 - ・避難先までの経路は、支援者と一緒に実際に歩いて決めておきましょう。
- 地域の人とのコミュニケーション
 - ・日ごろから近所に「盲ろう者」が暮らしていることを知っておいてもらいましょう。
 - ・近所の人からも情報を知らせてもらえるような交流に努めましょう。
 - ・地域の防災訓練に参加し、災害時の必要な支援について話し合っておきましょう。
- 非常持出品を用意しておく

「非常時の備え」(P4)を参考に自分の必要となるものを平時よりまとめて準備しておきましょう。



2. 支援者に伝えたいこと

目の不自由な人で声かけをしても反応がない場合、盲ろう者かもしれません。まず手を握ってから、手のひらに文字を書いてコミュニケーションをはかってみてください。

●誘導する場合

- ・白杖を持っていない側、または補聴器装着側に立って、支援する方の肘の上、または肩をつかんでもらいます。
- ・歩行速度は本人に合わせるように気を付けて歩いてください。
- ・後ろから押す、手を引っ張る、肩や白杖をつかむことはしないでください。特に、階段や段差があるところでは気をつけましょう。
- ・足元だけでなく、盲ろう者の身長と同じか少し低い木の枝、看板などには十分注意をはらってください。



障害別

目と耳が不自由な人

3. 避難先での生活について

●環境整備・配慮

- ・壁づたいに移動できるような工夫。
- ・壁づたいに移動でき、トイレに近い場所や居室の出入り口付近に生活の場を設ける。

●マンパワーの整備

- ・移動時にサポートする人。（誘導方法を理解しておきましょう）
- ・盲ろう者通訳介助員などの配慮。

●情報伝達の方法の配慮

- ・本人にあったコミュニケーション（情報伝達）の方法による情報の提供。
- ・情報提供後は、伝わっているか常に確認してもらいましょう。

内部障害、難病のある人

自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い、医療的援助や常時使用の医療機器・医薬品が必須

内部障害のある人とは、さまざまな臓器や免疫機能に障害のある人です。つねに生命維持のための医療的ケアや、継続した医療・健康管理・介護が必要です。被災によって治療やケアが受けられなくなると命にかかわるので、日ごろの準備が大切です。また、障害が外見からはわかりにくい場合は、周囲の理解が必要となります。

難病とは、病気の原因が不明だったり、治療の方法がまだないので後遺症を残すおそれが少なくない疾患です。普段から医療を必要としている点では、内部障害と同様ですが、病気によって症状も障害もさまざまなので、ほかの障害への対応を参考にしてください。

1. 当事者の備え

- 非常用持出品を用意しておく
 - ・必要な医療器材・医薬品（保存期間に注意）・特殊な治療食の備え
 - ・薬の処方せん明細または投薬説明文のコピー
 - ・災害時に支援を受けられる医療機関や医療機器メーカーなどの連絡先リスト
 - ・電源が必要な機器を使用する人は、電源確保の方法の検討や予備バッテリーの充電をしておく。
 - 治療やケアが中断しない対策
 - *かかりつけの医療機関に次のことを相談しておきましょう。
 - ・薬の確保
 - ・医療的ケア用品等（ストマ、カテーテル、ウロバックなど）の確保など
- 災害に備えた用品（ストマ、医療的ケア用品等）の保管事業（P29）**
- *かかりつけの医療機関に緊急時の対応など相談しておきましょう。
 - ・人工透析している人 ・特殊な治療食が必要な人 ・食事制限している人
 - ・特殊な装具や医療機器を使用している人（パルスメーカー、人工呼吸器などの生命維持装置など）
 - ・酸素療法をしている人など
 - 医療機器が故障したときのために、医療機器メーカーの緊急時の連絡方法をしらべておく。
 - 家族にも緊急のときの対処法をよく説明し理解してもらいましょう。



- ヘルプカード等に治療や介助の方法を詳しく記入しておきましょう。
- 避難先の設備や環境を確認し必要な準備をしておきましょう。

2. 支援者に伝えたいこと

移動用具（車いすやストレッチャーなど）と援助者の確保が必要になったり、医療機関との連携や医薬品の確保が必要な場合もあります。

- ・本人の依頼があれば、必要に応じ医療機関に連絡して、その指示に従いましょう。
- ・携帯電話の電波は、ペースメーカーに誤作動を生じさせる可能性があるため、使用を確認しましょう。

3. 避難先での生活について

●治療やケアの継続

- ・避難所等の入所時の登録時、自分の疾患について申告し、体の状況や生活上の注意事項などを伝えましょう。
- ・医療行為を受けている方は、避難時または避難先についてから、かかりつけの医療機関に連絡をしておきましょう。

●環境整備・配慮

- ・清潔な治療スペースの確保
- ・看護師、保健師等の配置の確認

●まわりの理解と協力

- ・外見からわからないこともあるので、自分の疾患を説明し理解を求めましょう。
(共同作業ができない・支給される食事が食べられない など)
- ・被災したことで、体調を悪化させることもあります。不調を感じたら、避難所運営者等へすぐ連絡しましょう。また、まわりの人に連絡を頼みましょう。

●医療機関との連携

- ・薬、食事、器具など必要な物の確保
- ・医療行為を受ける必要のある場合には、自主的に申し出てもらい、行政と連絡をとって早急に受け入れ病院の確認や移動手段を確保しましょう。
- ・特別な治療が必要な人は、かかりつけの医療機関等に相談しましょう。

<防災関連>

☆難病患者のための防災ガイドブック茨城県版：ギランバレー症候群患者の会

https://www.gbsjpn.org/2020/08/blog-post_8.html

知的障害のある人

自分で危険を判断し行動することが困難・急激な環境変化への適応が困難

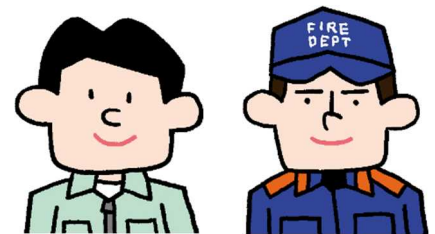
知的障害は、発達期（18歳未満）に生じた、知的機能の発達の遅れや、社会生活での適応行動が苦手な状態となる障害です。障害の程度は、ひとりでは日常生活の維持（衣・食・排泄など）や意思疎通が困難で常に介助や保護が必要な人から、ひとりで社会生活ができる人までさまざまです。

災害時に影響がありそうな障害の特性としては、次のようなことがあります。

- ・理解力の遅れにより、突発的なできごとに対処できない
 - ・適切な判断が難しい
 - ・学習するのに時間がかかり、すぐには覚えられない
 - ・行動パターンなど、強くこだわりをもちやすい
 - ・コミュニケーションがうまくとれない
- (快・不快などを感じていても、うまく伝えることができません)

1. 当事者の備え

- ひとりでいるときや家族や仲間とはぐれた場合について、家族で話し合い、学習しておきましょう。
 - ・災害発生時の身の守り方。
 - ・避難先、または待ち合わせの場所や連絡方法。
 - ・困ったとき、まわりの人に助けを求める方法。
 - ・消防隊や警察官、行政の人の指示に従うこと。
 - ・災害時に支援が必要なことを書いたもの（**障害児・者サポートブック**（P30）など）の携行。
 - ・身元、連絡先などが確認できる名札などを衣服などに縫い付けておきましょう。
- 避難先に実際に行って、場所や経路を覚えておくよう心がけましょう。
- 非常用持出品の用意
 - ・服用している薬の処方箋明細や薬局からの投薬説明文をコピーし、非常用持出袋に入れておきましょう。（独自の服用方法があるときは、それを記載したものをに入れておきましょう）
- 地域の避難訓練などに参加（体験）し、地域の人に支援が必要であることを知ってもらいましょう。
- ストレスのかかる避難所等での生活についても家族で話し合い、対策を考えておきましょう。



2. 支援者に伝えたいこと

知的障害のある人の中には、環境の変化を理解できず気持ちが混乱（パニック）したり、状況に合わせた行動ができない人がいます。また、恐怖で動けなくなることもありますので、わかりやすく説明し安全な場所まで誘導してください。

- 話しかけるなど、気持ちを落ち着かせながら誘導してください。
- 「危ない」「怖い」など不安になる言葉をさけ、安心させる言葉がけをしながら誘導してください。
- ゆっくり落ちついて、わかりやすい言葉で話しかけてください。
- 不安から大声を出しても、叱ったり、押さえつけないで落ち着いて接してください。
- ケガや痛みがあっても伝えられない人、痛みに鈍感な人がいますので、よく確認してください。

3. 避難先での生活について

知的障害の持つ特性により、当事者はもとより家族や介助者も誤解や偏見・非難を受けやすい側面があるので、避難先での生活に配慮する必要があります。

- 環境整備・配慮
 - ・顔見知りの人や仲間と一緒に生活できるエリアの設置
 - ・パーテーション（間仕切り）を設置するなど、落ち着ける空間を確保
- 避難先での過ごし方を絵や短い文に書いて、本人と一緒に確かめましょう。
（例）＊大声を出さない ＊夜は静かに過ごす ＊約束事を守る
- まわりの理解と協力
 - ・身の回り品や食べ物への特別なこだわりなどの障害特性の理解。
 - ・ひとりでの災害状況把握や避難先生活が困難なので、介助者や周囲のサポートが必要。

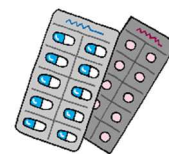
<参考> 当事者団体

一般社団法人茨城県手をつなぐ育成会 <https://www.ibaikuseikai.com>

精神障害のある人

災害発生時には精神的動揺が激しくなる場合がある・普段服用している薬が必要

精神障害とは、脳内の伝達機能の不都合等によりさまざまな精神・身体症状や行動の変化が現れる状態で誰もがかかり得る心の病です。病状に応じた投薬や治療により、症状をコントロールしながら生活をしています。



災害時には状況や環境の急激な変化により、不安の高まりや神経が過敏になるため混乱することもあります。

また、周囲の状況や自身の行動の判断や、柔軟な対応が難しい人もいます。外見からはわかりにくいため理解されず孤立している人もいますので、落ち着いて行動できるよう、声をかけたり、見守りをお願いします。

1. 当事者の備え

- 日頃より最低2～3日分の薬と処方せんのコピーを携行しましょう。
- 健康保険証・精神保健福祉手帳・自立支援医療受給者証（精神通院）を準備しておきましょう。
- かかりつけの医師に相談しましょう。
 - ・ 合併症があったり、被災のストレスによる病状の悪化が心配な人は、その対応を相談しておきましょう。
 - ・ 避難生活での心理的な不安や困難が予想される場合
 - ・ 治療や薬のこと
- つき合いのある身近な人など災害・緊急時に相談できる人をつくり、混乱しても忘れないよう連絡先などを書きとめておきましょう。



2. 支援者に伝えたいこと

気持ちを落ち着かせること

- 日ごろから他人との交流が苦手で、自分からの発言がひかえめで援助を求めることが難しいか、遠慮してしまう人も多いので、自然な態度で声をかけてください。
- 不安をやわらげる避難誘導をしてください
 - ・ 冷静な態度で、災害の状況や避難先の位置などをわかりやすい言葉で説明してください。
 - ・ 本人を安心させ、冷静さを保つよう声をかけましょう。「大丈夫ですよ」
 - ・ 不安から大声を出したり行動が異常になっても、叱ったり、押さえつけないようにしましょう。
- ヘルプカード等の確認
 - ・ 混乱して自分の状況や必要な支援を伝えられないこともあるので、必要なサポート内容や注意点、薬を常用している人であれば、薬の携行を確認してください。

3. 避難先での生活について

- 環境整備・配慮
 - ・ 相談窓口や医療救護所の設置の確認
- マンパワーの整備
 - ・ 精神保健福祉士、保健師などの巡回指導、専門医の外来診察や往診訪問の確認。
- まわりの理解と協力
 - ・ 薬の飲み忘れがないように見守りましょう。
 - ・ 避難先での生活による急激な環境の変化により、精神的に不安定となり病状の悪化や再発のリスクが高くなることがあります。無理強いしないで本人の意思を尊重してください。
 - ・ 心理的に孤立しないように見守りましょう。
 - ・ 避難先で一緒に生活をしている家族の方の心労や悩みを理解し、居場所を確保できるような配慮をしてください。

発達障害のある人

急激な環境の変化により精神的な動揺が見られる

発達障害のある人とは、自閉スペクトラム症（ASD）、限局性学習症（LD）、注意欠如多動症（ADHD）その他これに類する脳機能の障害があって、その症状が通常低年齢において発現する人です。他人との関係づくりやコミュニケーションなどがとても苦手ですが、優れた能力が発揮されている場合もあり、まわりから見てアンバランスな様子が理解されにくい障害です。従って、災害時には、まわりの人の適切な支援が必要となります。

1. 当事者の備え

- 災害について、被災した時のことなどを、家族で話し合い、学習しておきましょう。
 - ・ 日常の行動パターンを考え、それぞれの場面での対策を学習する。
 - ・ 災害発生時の身の守り方
 - ・ 避難のしかた
 - ・ 家族との連絡方法
 - ・ 困ったとき、周りの人に助けを求める方法 →ヘルプカード（P32）の携行
 - ・ 消防隊や警察官、行政の人の指示に従うこと
 - ・ 避難先にも実際に行って、場所や経路を覚えて置くようにしましょう。
- 非常用持出品の用意
 - ・ 服用している薬の処方せん明細や薬局からの投薬説明文をコピーして、非常用持出袋に入れておきましょう。
 - ・ 「気持ちが安心できるためのモノ」「一人で時間を過ごすためのモノ」などを入れておきましょう。
- 地域の避難訓練などに参加（体験）しておきましょう。
- 地域の人たちと交流を深め、発達障害についての理解を深めてもらいましょう。

2. 支援者に伝えたいこと

周りの人たちとのコミュニケーションが難しく、災害時には状況の急変を正確に感じ取ることができず、家の中にひとり取り残される可能性があります。一斉に伝えるだけでなく、本人に個別に声をかけてください。また、年齢に応じた対応をし、子ども扱いをしないようお願いいたします。

- 説明や指示をするときは、抽象的な表現は用いず、具体的な言葉で伝えてください。
例：「ちょっと待っていてください」ではなく、「何分間待っていてください」
「この辺にいてください」ではなく、「この椅子に座っていてください」
- 否定的な言葉ではなく、肯定的でわかりやすい言葉（単語）を使ってください。
- 大きい声や強い口調に驚いて混乱（パニック）をおこす人もいますので、穏やかに優しく話しかけてください。
- 不安から急に混乱（パニック）状態に陥ることがありますが、その時は、安全な場所に移り、気持ちを静めるようにしましょう。
- ケガや痛みがあっても伝えられない人、痛み鈍感な方がいますので、身体の様子などをよく確認してください。

3. 避難先での生活について

●環境整備・配慮

- ・本人の居場所の確保が重要です。座布団や椅子などを置いて、本人の居場所を明示。
- ・パーテーション（間仕切り）を設置するなど、落ち着ける空間づくり。

- 避難先での過ごし方を絵や短い文に書いて、本人と一緒に確かめましょう。

（例）＊大声を出さない

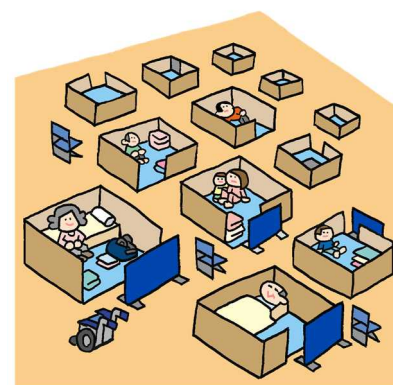
＊夜は静かに過ごす

＊困ったことは家族や避難所運営者に相談する

＊約束ごとを守る

- やむを得ず、車中泊、テント泊になる方は以下のことに気をつけましょう。

- ・車やテントは周囲の安全を確保して設置します。
- ・情報や配給物を確保するため、避難所に名簿登録し定期的に出向きましょう。
- ・安全や心の健康のため、隣近所と常に声を掛け合しましょう。
- ・車やテントに閉じこもらず、できる限り外で身体を動かしましょう。



<防災関連>

茨城県「自閉症をはじめとする発達障害者のための防災ハンドブック」

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/shofuku/seishin/shofuku/c/c-4-1.html>

高次脳機能障害のある人

普段と異なる状況で必要な情報を正しく判断し、行動に移すことが難しい

高次脳機能障害とは、交通事故や頭部のけが、病気等で脳が損傷を受けたため、その損傷部位に応じて、言語や記憶、思考、空間をとらえる能力等の脳機能に障害が起きた状態です。症状の現れ方には個人差が大きく、身体障害のある人もいますが、一見しただけではわかりにくい場合もあり、周囲の理解を得るのが難しいということがあります。

- ・文字や表示、話の意味を十分に理解するのが難しいことがあります。
- ・必要な情報を見落とししたり、忘れてしまうことがあります。
- ・言いたいことをうまくまとめて話せなかったり、言葉が出にくい人もいます。

1. 当事者の備え

- 災害について、被災した時のことなどを、家族で話し合い、確認しておきましょう。
 - ・災害発生時の身の守り方
 - ・避難のしかた
 - ・家族との連絡方法
 - ・困ったとき、周りの人に助けを求める方法 →ヘルプカード (P32) の携行
 - ・避難先にも実際に行って、場所や経路を覚えておくようにしましょう。
- 非常用持出品の用意
 - ・服用している薬の処方せん明細や薬局からの投薬説明文をコピーして、非常用持出袋に入れておきましょう。また、避難所等で自分の場所の目印になるように、目立つ柄のレジヤースートをに入れておきましょう。
 - ・周囲の様子や音が気になる方は、耳栓やアイマスクを準備しておきましょう。
 - ・記憶障害がある場合、災害時に忘れることのないように、障害者手帳やヘルプカード等は持ち歩くなどの工夫をしましょう。
- 地域の避難訓練などに参加（体験）しておきましょう。
- 地域の人たちと交流を深め、障害についての理解を深めてもらいましょう。

2. 支援者に伝えたいこと

外見からはわかりにくい障害なので、避難するときや避難先の生活で周囲の人の理解や支援を得にくいことがあります。災害時には状況の急変を正確に感じ取ることができず、不安を感じたり落ち着かなくなることがあります。本人にわかりやすい方法で情報を伝えてください。

- 大切な説明や予定は、メモに書いて渡してください。
- 伝えるときは、ポイントをしばって、ゆっくり、はっきり、具体的に話をしてください。また、絵や図、写真等を添えて話をすると理解しやすい場合があります。
- 言葉が出ずに困っているときは、本人の状況を推測して選択肢をあげたり、絵や図を活用して表現のサポートをお願いします。
- 大勢の人がいるところでは、雑音や周囲の様子が気になり、落ち着かないこともあります。
- 不安等から感情のコントロールがうまくできない場合があります。イライラしているときは、静かな場所で落ち着くまで話を聞きましょう。また、自分から行動を起こしにくいときは、声かけをしましょう。
- 身体に障害がある人は、「肢体不自由の人」の欄も参考にしてください。

3. 避難先での生活について

- 環境整備・配慮
 - ・ 自分の場所が覚えられなかったり、迷ってしまうことがあります。位置関係が分かりやすい部屋の角や壁際に場所を確保してもらいましょう。ビニールテープや張り紙などのわかりやすい表示や施設内の地図があるとよいでしょう。
 - ・ パーテーション（間仕切り）を設置するなど、落ち着ける空間づくり。
 - ・ 放送や掲示板の内容がわからなかったり、聞き取れていても記憶できない場合があります。その人のわかりやすい方法（内容をメモに書く、ゆっくり具体的に話をするなど）で伝えましょう。
- まわりの理解と協力
 - ・ 外見からわからないこともあるので、自分の障害や状態を記載したものを事前に準備して、見せながら理解を求めましょう。
 - ・ 混雑している場所では、人や物にぶつかることがあるので誘導をお願いします。
 - ・ 大事や予定や放送があるときは、声かけや説明をしましょう。

<参考> 高次脳機能障害友の会・いばらき <http://nosonshoibaraki.sunnyday.jp/>

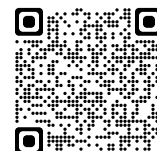
茨城県高次脳機能障害支援センター Tel.029-887-2605

最寄りの避難所の確認

● 指定避難所

- ・ 自宅での居住が危険または困難な場合で、知人宅や親類宅等をはじめ避難先がない時、一時的に滞在する施設。物資の配給場所。（例：小学校や交流センターなど）
- ・ 災害の種別や被災状況によっては利用できない場合があります。
（つくば市ホームページ）

<https://www.city.tsukuba.lg.jp/kurashi/anshin/1003889/1000609.html>



● 指定緊急避難場所

- ・ 災害や水害などの災害による危険を回避するために一時的に避難する場所
（例：広場や公園、高台など）
- ・ 災害の種別や被災状況によっては使用できない場合があります。

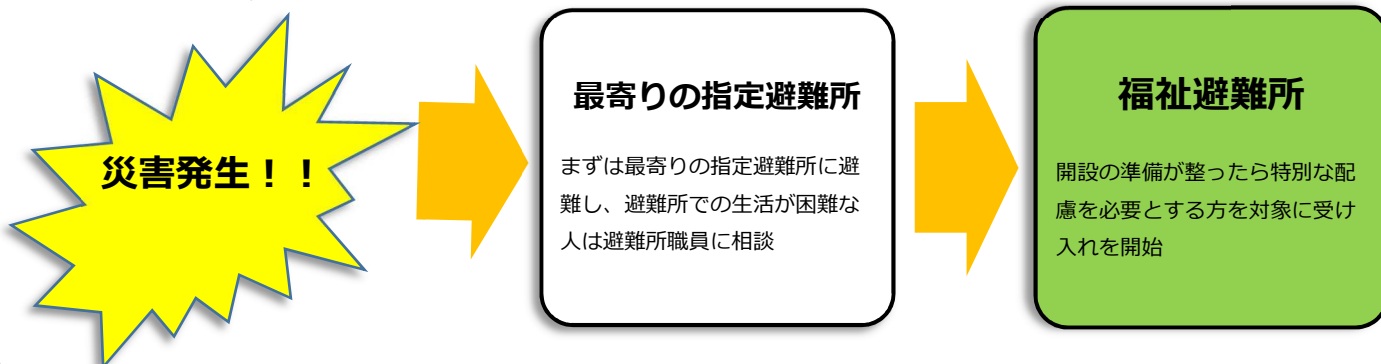
<https://www.city.tsukuba.lg.jp/kurashi/anshin/1003889/1000608.html>



● つくば市の福祉避難所受入れの流れについて

※福祉避難所は発生時にただちに開設されるものではありません

自力・協力による避難



災害発生！！

最寄りの指定避難所

まずは最寄りの指定避難所に避難し、避難所での生活が困難な人は避難所職員に相談

福祉避難所

開設の準備が整ったら特別な配慮を必要とする方を対象に受け入れを開始

●避難警戒レベル 警戒レベル3で避難を開始、警戒レベル4までに必ず避難！

警戒レベル	新たな避難情報等	
5	 災害発生 又は切迫	きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~		
4	 災害の おそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2
3	 災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3
2	 気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後気象状況 悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)

避難に時間のか  
かる  
高齢者や障害の  
ある人は、  
警戒レベル3  
で、危険な場所  
から避難しまし  
よう

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。



※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることとなります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

●防災情報ホームページ

つくば市	<a href="https://www.city.tsukuba.lg.jp/">https://www.city.tsukuba.lg.jp/</a>
茨城県： 防災・危機管理ポータルサイト	<a href="http://www.bousai.ibaraki.jp/">http://www.bousai.ibaraki.jp/</a>
茨城県土砂災害警戒情報	<a href="https://www.dosya.kasen.pref.ibaraki.jp/dosya/">https://www.dosya.kasen.pref.ibaraki.jp/dosya/</a>
国土交通省：川の防災情報	<a href="https://www.river.go.jp/">https://www.river.go.jp/</a>
気象庁ホームページ	<a href="https://www.jma.go.jp/jma/index.html">https://www.jma.go.jp/jma/index.html</a>
国土交通省下館河川事務所	<a href="https://www.ktr.mlit.go.jp/shimodate/">https://www.ktr.mlit.go.jp/shimodate/</a>
内閣府：防災情報ページ	<a href="https://www.bousai.go.jp/">https://www.bousai.go.jp/</a>
総務省消防庁： データベース 地震に自信を	<a href="https://www.fdma.go.jp/html/life/jisin2jisin.html">https://www.fdma.go.jp/html/life/jisin2jisin.html</a>

## ●災害時の情報収集

ラジオ	<p>「Lucky FM 茨城放送」では、つくば市から生活・交通・災害などの情報を発信します。 ※スマホアプリでも聴くことができます。</p> <p><b>Lucky FM 茨城放送： FM88.1 メガヘルツ AM1458 キロヘルツ</b></p>
ケーブルテレビ 「ACCS」	<p>「ケーブルテレビ ACCS」では、災害時につくば市の情報を発信されます。</p> <p><b>●ケーブルテレビ ACCS</b> <a href="https://www.accs.or.jp/">https://www.accs.or.jp/</a></p>
NHK データ放送 (d ボタン)	<p>地上波デジタル放送の NHK のテレビ画面で「d ボタン」を押し、一覧から選択することで、気象情報や避難情報、災害情報などをご覧になれます。</p>
つくば市 災害・防災メール	<p>つくば市で把握した市内の災害（火災,事故,洪水など）や防災に関する情報が365日24時間Eメールで配信されます。登録は無料です。配信を希望される方は、登録画面にアクセスして、申し込んでください。</p>  <p>※メールの配信アドレス：つくば市災害・防災メールの配信アドレスは下記となります。携帯電話の迷惑メール設定や振り分け設定などをご利用になる方は、お手数でも設定をお願いします。</p> <p>t-k-tsukuba@sg-m.jp</p>
エリアメール・ 緊急速報メール	<p>エリアメール・緊急速報メールとは、携帯電話を利用した災害時専用の情報配信システムです。気象庁が配信する緊急地震速報や津波警報、自治体が配信する避難情報など緊急かつ重要な情報を、NTT ドコモの「エリアメールサービス」、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルの「緊急速報メールサービス」を利用して携帯電話に配信します。</p> <p>上記4社以外の携帯電話では受信できない場合があります。</p> <p>市内全域にメール配信するため、仕事や観光などで市内にいる方も受信することができます。事前に登録の必要はありません。</p>
茨城県 防災情報メール	<p>茨城県では、防災に関する情報（気象関連情報・避難関連情報）を電子メールで、携帯電話やパソコンに配信します。</p> <p>携帯電話、パソコンのいずれからでも登録の手続きが可能です。</p>
SNS	<p>つくば市のメインアカウントで、地域に関する様々な情報が発信されています。</p> <p><b>●つくば市公式ツイッター @tsukubais</b></p> <p>つくば市の防災に関する情報が発信されています。</p> <p><b>●危機管理情報局 @tkb_kiki</b></p>
YAHOO 防災アプリ	<p>位置情報による現在地と自宅、勤務先、実家など4地点で地震・豪雨・津波などの災害情報をキャッチできます。</p> 



# 避難行動要支援者名簿への登録

災害対策基本法改正（平成25年6月）により、災害発生時の避難等に関して特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成が市町村に義務付けられています。名簿に登録された情報は、**本人の同意を得たうえで**、消防・警察機関や地域の民生委員児童委員などに提供され、災害発生時の円滑な避難支援や安否確認に活用されます。

<p>対象者</p>	<p>（避難行動要支援者名簿に掲載される方の要件）</p> <p>生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①要介護認定3～5を受けている方</li> <li>②身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓・じん臓機能障害のみで該当する方を除く）</li> <li>③療育手帳^ア・Aを所持する者</li> <li>④精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者で、単身世帯の方</li> <li>⑤その他、自ら避難することが困難と市が判断する方</li> </ul> <p>※各要件に該当する方は、本人の意思を問わず名簿に掲載されます。</p>
<p>名簿の提供</p>	<p>避難行動要支援者名簿に掲載された方本人の同意に基づき、平常時から以下に掲げる避難支援者に名簿情報を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①消防機関（お住いの地域の消防団を含む）</li> <li>②警察機関</li> <li>③民生委員児童委員（お住いの地域の委員のみ）</li> <li>④つくば市社会福祉協議会</li> <li>⑤自主防災組織（お住いの地域の組織のみ）</li> </ul> <p>※「名簿情報」：氏名・年齢・性別・住所・電話番号・避難支援を必要とする理由</p>
<p>手続き</p>	<p>対象者要件を確認したうえで、社会福祉課にて申請 もしくは、右のQRコードにより電子申請</p> <div style="text-align: right;">  </div>

※災害時には、多くの関係機関の混乱と民生委員等の支援者自身の被災が考えられるため、**避難行動要支援者名簿の登録により、迅速な支援が約束されるものではありません**。しかし、災害時に支援が必要な方であることを消防等の支援者が情報を共有することで、支援を受けられる可能性は高まります。自身でも災害時の支援をお願いする方を決めておき、名簿の登録も対象者の要件を確認したうえで、事前の備えとして活用しましょう。

## つくば市災害時に備えた用品等の保管事業

○オストメイト（人工肛門・人工膀胱を造設している人）が災害時に使用するストマ用装具を市役所に預け、保管してもらうことができます。災害時には可能な限り、市内避難先等へお届けします。

対象者	つくば市内に居住または通勤・通学するオストメイトで、つくば市役所でストマ用装具の保管を希望する人
保管する物	個人が使用しているストマ用装具（概ね1週間分）
管理方法	保管期間は1年間で、更新の通知はありません。 保管期間が過ぎる前に、ストマ用装具を自身で入れ替えが必要です。 ※保管期限が過ぎて入れ替えがない場合は、廃棄処分される場合があります。
窓口	つくば市役所 障害福祉課 TEL：029-883-1111（代）


○医療的ケアを日常的に必要としている方が災害時に必要とする医療的ケア用品（呼吸器予備回路、経管栄養用管、精製水、栄養剤など）をつくば市役所で保管してもらうことができます。

災害時には可能な限り、市内避難先等にお届けします。

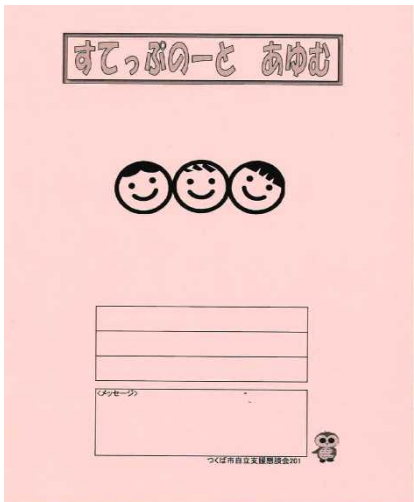
対象者	つくば市内に居住する医療的ケアが必要な人で、つくば市役所で医療的ケア用品の保管を希望する人
保管する物	個人が必要とする医療的ケア用品（概ね1日分）
管理方法	保管期間は1年間で、更新の通知はありません。 保管期間が過ぎる前に、医療的ケア用品の入れ替えが必要です。 ※保管期限が過ぎても入れ替えがない場合は、廃棄処分される場合があります。
窓口	つくば市役所 障害福祉課 TEL：029-883-1111（代）

# 自分が使いやすいツールを見つけよう！！



## 「障害児・者サポート手帳」：茨城県障害福祉課発行

	<p>&lt;目的&gt;</p> <p>コミュニケーションが苦手な人が、医療機関を受診する際に、病院関係者などに配慮してほしい情報を伝える時に使います。</p>
	<p>&lt;内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本情報</li> <li>・問診に関すること（既往歴、アレルギー、常用薬、持病）</li> <li>・診察時にお願いしたいこと（保護者→医師）</li> <li>・詳細情報の問い合わせ先（かかりつけの医療機関）</li> <li>・診療記録（保護者記入—医療機関・診療科、病名）</li> </ul> <p>※別冊「受診状況説明票」</p>
	<p>&lt;問い合わせ先&gt;</p> <p>つくば市役所障害福祉課 障害者地域支援室</p> <p>電話 029-883-1111（代） FAX 029-868-7544</p>

## 「すてっぷのーと あゆむ」：つくば市自立支援協議会発行

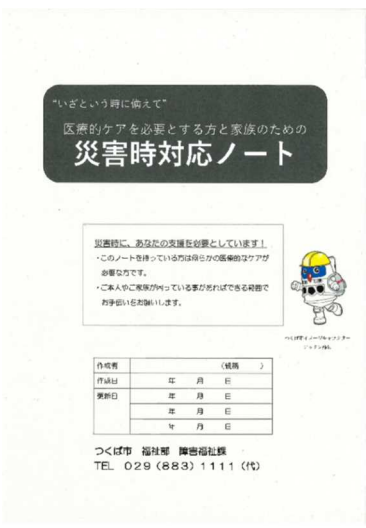

	<p>&lt;目的&gt;</p> <p>お子さんに関わる関係機関（保育所、幼稚園、学校、福祉サービス事業所など）が連携し、一貫した支援を受けられるようにするための冊子です。</p>
	<p>&lt;内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本情報</li> <li>・緊急時の連絡先</li> <li>・特記事項</li> <li>・医療に関すること</li> <li>・手帳等福祉支援に関すること</li> <li>・心身の特徴や行動の特徴</li> <li>・現在の関係機関</li> <li>・わたしの生活まっぷ</li> <li>・成育歴、支援の経過</li> </ul>
	<p>&lt;配布場所&gt;</p> <p>つくば市障害福祉課、つくば市福祉支援センター、市内相談支援事業所 ※市ホームページからもダウンロード可</p>

「災害時対応ガイドブック～在宅で医療的ケアを必要とする方用～」：つくば市発行

	<p>&lt;目的&gt;</p> <p>医療的ケアを必要とする方は、さまざまな医療機器を使用しており、長時間の停電や断水は生命の危機に直結します。いざという時に「自助」の力を発揮するための情報等が掲載されています。災害時対応ノートと併せてご利用ください。</p>
	<p>&lt;対象者&gt;</p> <p>医療的ケアを必要とする方</p>
	<p>&lt;配布場所&gt;</p> <p>つくば市障害福祉課</p> <p>※市ホームページからもダウンロード可</p> 


「“いざというときに備えて”医療的ケアを必要とする方と家族のための災害時対応ノート」：

つくば市発行

	<p>&lt;目的&gt;</p> <p>災害時に冷静な行動ができるように、日頃から必要としている医療的ケアの内容や、災害が起こった際の避難の計画、災害時に連絡する関係者リスト、医療機器の電源の確保方法など、一人一人の状況を記入していただくものです。</p>
	<p>&lt;対象者&gt;</p> <p>医療的ケアを必要とする方</p>
	<p>&lt;配布場所&gt;</p> <p>つくば市障害福祉課</p> <p>※市ホームページからもダウンロード可</p> 

# ヘルプマーク・ヘルプカードを活用しよう！！

「ヘルプマーク・ヘルプカード」とは援助を必要としている障害のある人などが携帯し、電車やバス等の公共交通機関、商業施設等の利用時やパニック・発作時、災害時等に必要な支援や配慮をお願いするためのものです。

ヘルプマーク	ヘルプカード
	
<p>&lt;用途&gt; カバンやリュック等に付けて使用。</p>	<p>&lt;用途&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カバンのポケットに入れる。</li> <li>・手帳に挟んでおく。</li> <li>・お財布に入れておく。</li> </ul>
<p>&lt;対象者&gt; 以下のような人で援助や配慮を必要とする人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害（内部障害を含む）</li> <li>・知的障害</li> <li>・発達障害</li> <li>・精神障害</li> <li>・難病</li> <li>・妊産婦</li> <li>・傷病（びょうきやけが）</li> <li>・その他支援や配慮を必要とする人</li> </ul>	
<p>&lt;配布場所&gt;</p> <p>つくば市役所障害福祉課、各窓口センター、各福祉支援センター</p> <p>※印刷用データをダウンロードして、適した用紙に印刷して利用も可能</p>	

# 災害時マイプラン

フリガナ 氏名		生年月日	年 月 日
住所・連絡先	〒 _____ TEL: _____		
障害種別等	<input type="checkbox"/> 身体障害 <input type="checkbox"/> 知的障害 <input type="checkbox"/> 精神障害 <input type="checkbox"/> 難病 <input type="checkbox"/> 発達障害 <input type="checkbox"/> 傷病（びょうきやけが） <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）		
緊急連絡先 ※家族・親戚・近隣者・サービス事業者等	氏名（団体名）	連絡先（電話番号・メールアドレス）	
	①		
	②		
	③		
	④		
	⑤		
	⑥		
避難支援者	氏名（団体名）	連絡先（電話番号・メールアドレス）	
	①		
	②		
	③		

## ★避難場所

最寄りの避難所	
避難方法 ※移動手段や避難時介助に必要な人数等できるだけ詳しく記入	

★医療情報

かかりつけ医	① TEL : _____	持病・既往症	
	② TEL : _____		
医薬品		服薬方法	
医療・福祉器具		特殊な治療	

情報収集

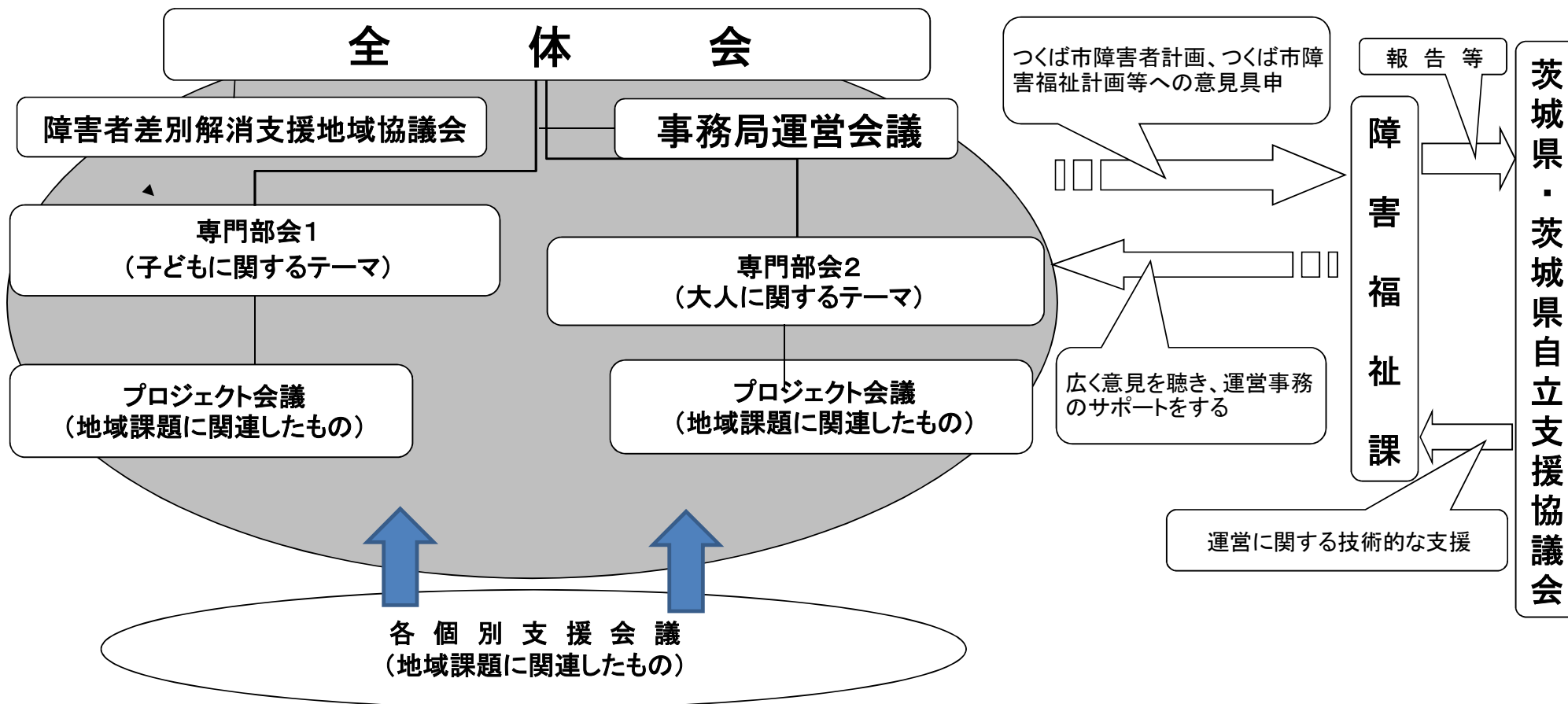
★備蓄品及び災害時持出品

品物名	備蓄	持出	品物名	備蓄	持出
①			⑨		
②			⑩		
③			⑪		
④			⑫		
⑤			⑬		
⑥			⑭		
⑦			⑮		
⑧			⑯		

★私の必要な支援 ※生活の支援や介護の方法、情報伝達の方法、移動、移送の方法等

# R2.7-R5.3 つくば市障害者自立支援協議会組織図

R4.4.22現在



## <各会議等について>

- ◆全体会：委員全員で障害者支援体制状況と当該協議会の方向性を共有・確認し、市の障害者福祉計画策定等について必要に応じて意見する。また、障害福祉計画令和5年度の目標値について、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、障害児支援体制の整備（医療的ケア児支援など）の協議の場とする。
- ◆専門部会：テーマを設け、個別事例等からの地域課題を協議・検討。全体会にて報告する。
- ◆事務局会議：事務局業務を委託する相談支援事業所と行政担当者として構成し、定例開催。各専門部会長と企画運営の協議を行い、当該協議会の運営を管理する。
- ◆プロジェクト会議：これまでの当該協議会からの報告等を基に、障害者相談支援体制を充実させるための実践や調査等を行う。
- ◆障害者差別解消支援地域協議会：差別の相談事例等に係る情報の共有・協議を通じて、各自の役割に応じた事案解決のための取り組みや類似事案の発生防止の取組など、地域の実情に応じた差別の解消のための取り組みを主体的に行うネットワーク
- ◆個別支援会議：委託相談支援事業所が中心となり、個別事例（ニーズ・課題・困難ケース等）の具体的な支援策を協議。抽出された地域課題を専門部会で随時取り扱う。



## 2020-2023 年度 つくば市障害者自立支援協議会委員名簿 (2022.4.22 現在)

2020 年 7 月 29 日～2023 年 3 月 31 日

No.	区 分	所 属	役 職・氏 名	部会
1	当事者団体	かけはしねっと	根本 希美子	1
2		つくば市聾者協会	有田 幸子	2
3	民生委員	つくば市民生委員児童委員連絡協議会	谷田部地区副会長 田邊 佐貴子	2
4	障害児通所支援・障 害福祉サービス事業 所	キッズハウスえくぼ・つくば (放課後等デイサービス)	管理責任者 藤井 ひとみ	1
5		つくば市福祉支援センターとよさと (児童発達支援)	管理者 村上 隆浩	1
6		カフェベルガ (就労移行、生活訓練)	管理者 吉田 美恵	1
7		ひまわり学園 (就労系、GH、特定・障害児相談)	理事長 大久保 安雄	2
8		多機能型事業所 どんぐりの家 (児童発達支援・放課後等デイサービス・生活 介護)	管理者 井坂 美津子	1
9		サポートプラザつくば (指定一般及び特定・障害児相談支援事業)	管理者 篠崎 純一	1、2
10		筑峯学園 (指定一般及び特定・障害児相談支援事業)	相談支援専門員 武田 真浩	1、2
11		つくばライフサポートセンターみどりの (指定一般及び特定・障害児相談支援事業)	相談支援専門員 原口 朋子	1、2
12		つくば市社会福祉協議会 (指定一般及び特定・障害児相談支援事業)	相談支援専門員 吉田 真一	1、2
13		雇用支援機関	つくば LSC 障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当 石田 奈津子
14	医療関係機関	つくば市理学療法士会	顧問 斉藤 秀之	2
15		茨城県リハビリテーション専門職協 会	地域包括ケア推進室長補佐 飯島 弥生	1
16		筑波大学附属病院 医療連携患者相談センター	社会福祉士 板橋 辰哉	2
17	教育機関	茨城県立つくば特別支援学校 (地域支援センター)	地域支援センター 新谷 幹英	1
18		茨城県立つくば特別支援学校 (進路指導部)	進路指導部 桐原 真	2
19		つくば市教育局特別支援教育推進室	室長 中島 澄枝	1